

いじめ問題の対応について

令和3年4月23日(金)
文部科学省 初等中等教育局
児童生徒課



文部科学省

- 1 いじめの定義・認知
- 2 いじめへの(組織的)対応
- 3 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- 4 対応のレベルアップ ~反省・教訓をいかす~
- 5 その他の最近のいじめ対策等
(コロナ禍におけるいじめ対策等)
- 6 総務省からの勧告
- 7 未然防止

1 いじめの定義・認知



文部科学省

いじめ対策のこれまでの経緯

- ◆ 平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある
- ◆ 平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」

「いじめ防止対策推進法」の成立(平成25年6月21日)

→ 6月28日公布、9月28日施行

- ◆ いじめの防止等のための基本的な方針の策定(10月11日)
→ 同日、各都道府県教育委員会等へ通知を発出し周知。
- ◆ 平成29年3月、いじめの防止等のための基本的な方針の改定
重大事態の調査に関するガイドラインの策定
※いじめ防止対策推進法の施行3年後の見直し規定を踏まえた対応

- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
附 則
(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

いじめ防止対策推進法【概要】①

(平成25年法律第71号)

第一章 総則

- 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)
- いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめ防止基本方針等

- 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)を定めること。
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

第三章 基本的施策

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。

いじめ防止対策推進法【概要】②

(平成25年法律第71号)

第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 2 個別のいじめに対して学校が講すべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 3 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態(※1)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
(※1)[一] いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
[二] いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等(※2)に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。
(※2)公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

第六章 雜則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

いじめ対策における国・地方公共団体・設置者・学校(教職員)・保護者の主な役割

国

- ★ 「いじめ防止基本方針」の策定 【法第11条】
- いじめの防止等のための対策を総合的に策定・実施

地方公共団体

- ◆ 「地方いじめ防止基本方針」の策定 【法第12条】
- ※ 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置 【法第14条第1項】
- 地域の状況に応じた施策の策定・実施

学校の設置者

- ※ いじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関の設置 【法第14条第3項】
- ★ 設置する学校に対する必要な支援等または必要な調査の実施 【法第24条】
- いじめの防止等のために必要な措置の実施

学校・教職員

- ★ 「学校いじめ防止基本方針」の策定 【法第13条】
- ★ 「学校いじめ対策組織」の設置 【法第22条】
- ★ いじめに対する措置 【法第23条】
- 学校全体でのいじめの防止・早期発見と対処

保護者

- ◆ 児童等への指導、いじめの防止等のための措置への協力 【法第9条第1項・第3項】
- ★ 児童等の保護 【法第9条第2項】
- 子の教育についての第一義的責任

いじめの定義

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

- ✗ 「自分より弱い者」
- ✗ 「一方的に」
- ✗ 「継続的に」
- ✗ 「深刻な」

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行う。

具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「**発生件数**」から「**認知件数**」に変更。

いじめ防止対策 推進法(平成25年) の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月の基本方針改定

- 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正(「けんかを除く」という記述を削除)
➡ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

小中学生への6年間のいじめの追跡調査

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある・・・9割

した経験がある・・・9割

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2013–2015

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る

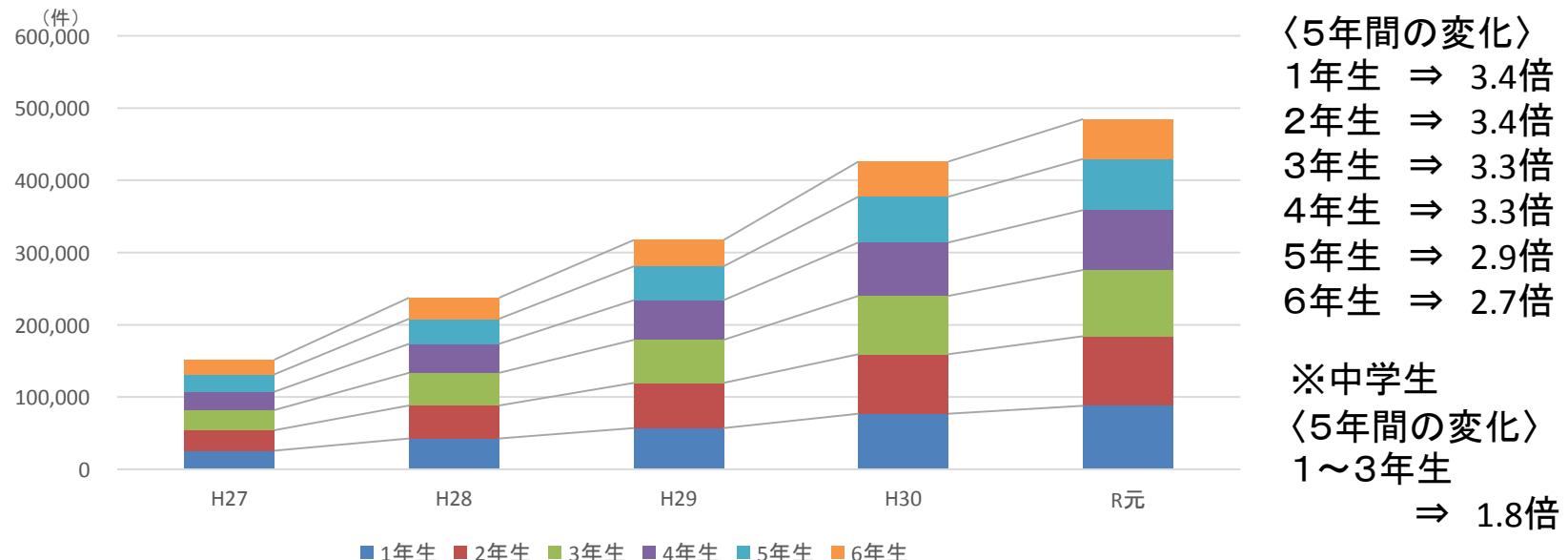
いじめの認知件数

○ いじめの認知件数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
H30年度	425,844件	97,704件	17,709件	2,676件	543,933件
	66.0件	29.8件	5.2件	19.0件	40.9件
R元年度	484,545件	106,524件	18,352件	3,075件	612,496件
	75.8件	32.8件	5.4件	21.7件	46.5件

※ 上段はいじめの認知件数、下段は1千人当たりの認知件数。

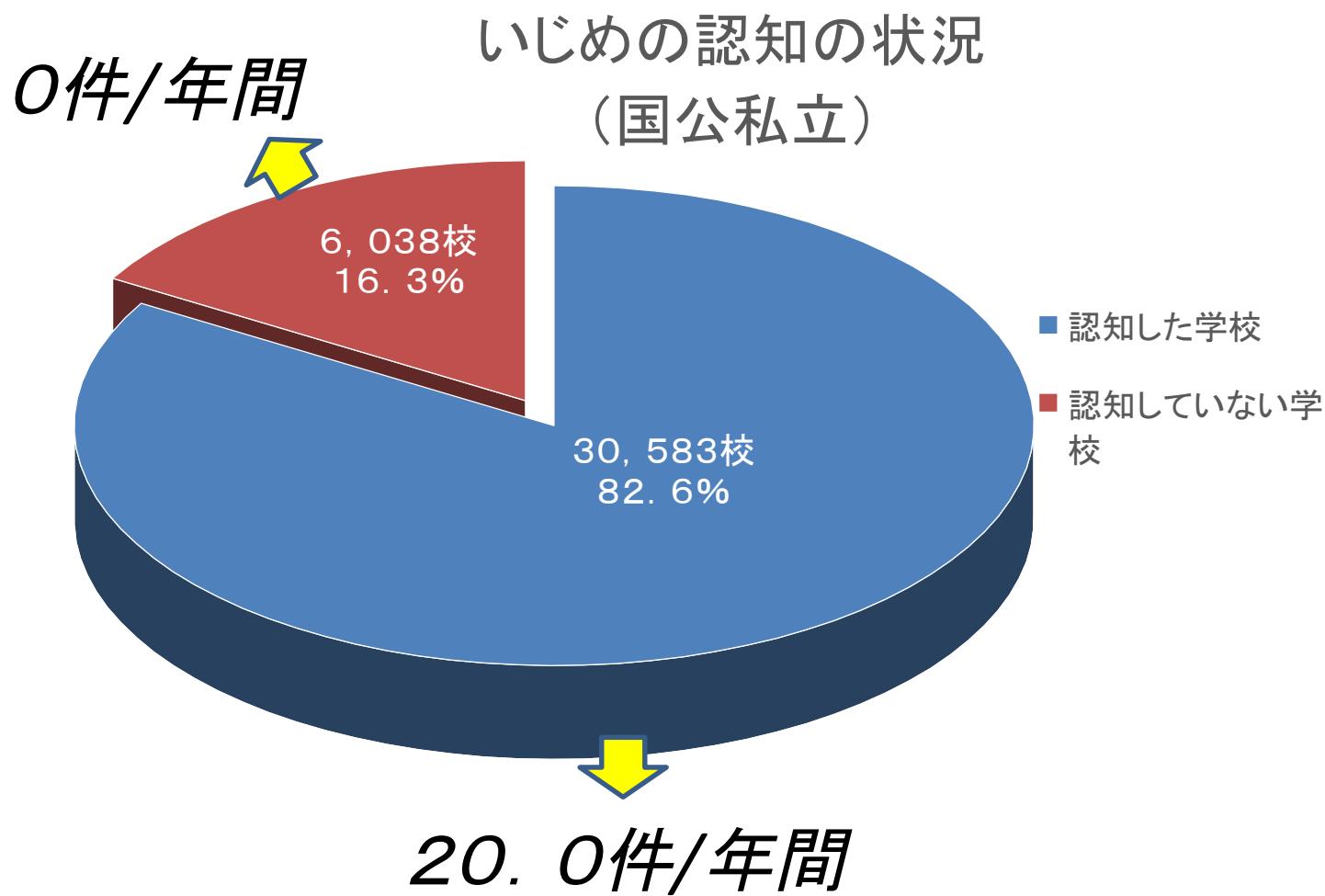
○ 小学校におけるいじめ認知件数の学年別推移



いじめの認知学校数・認知件数

区分		学校総数:A(校)	認知した学校数:B (校)	比率:B/A×100 (%)	認知件数:C(件)	1校当たりの認知件 数:C/A(件)	認知していない学校 数:D(校)	比率:D/A×100 (%)
小学校	国 立	72	71	98.6	3,632	50.4	1	1.4
	公 立	19,523	17,294	88.6	479,447	24.6	1,982	10.2
	私 立	237	120	50.6	1,466	6.2	113	47.7
	計	19,832	17,485	88.2	484,545	24.4	2,096	10.6
中学校	国 立	77	71	92.2	885	11.5	6	7.8
	公 立	9,494	8,438	88.9	102,738	10.8	976	10.3
	私 立	799	436	54.6	2,901	3.6	324	40.6
	計	10,370	8,945	86.3	106,524	10.3	1,306	12.6
高等学校	国 立	19	13	68.4	42	2.2	6	31.6
	公 立	4,108	2,860	69.6	13,918	3.4	1,241	30.2
	私 立	1,538	759	49.3	4,392	2.9	767	49.9
	計	5,665	3,632	64.1	18,352	3.2	2,014	35.6
特別支援 学校	国 立	45	22	48.9	108	2.4	23	51.1
	公 立	1,085	497	45.8	2,963	2.7	587	54.1
	私 立	14	2	14.3	4	0.3	12	85.7
	計	1,144	521	45.5	3,075	2.7	622	54.4
計	国 立	213	177	83.1	4,667	21.9	36	16.9
	公 立	34,210	29,089	85.0	599,066	17.5	4,786	14.0
	私 立	2,588	1,317	50.9	8,763	3.4	1,216	47.0
	計	37,011	30,583	82.6	612,496	16.5	6,038	16.3

いじめ「認知力」の学校間格差 (小・中・高・特別支援学校)

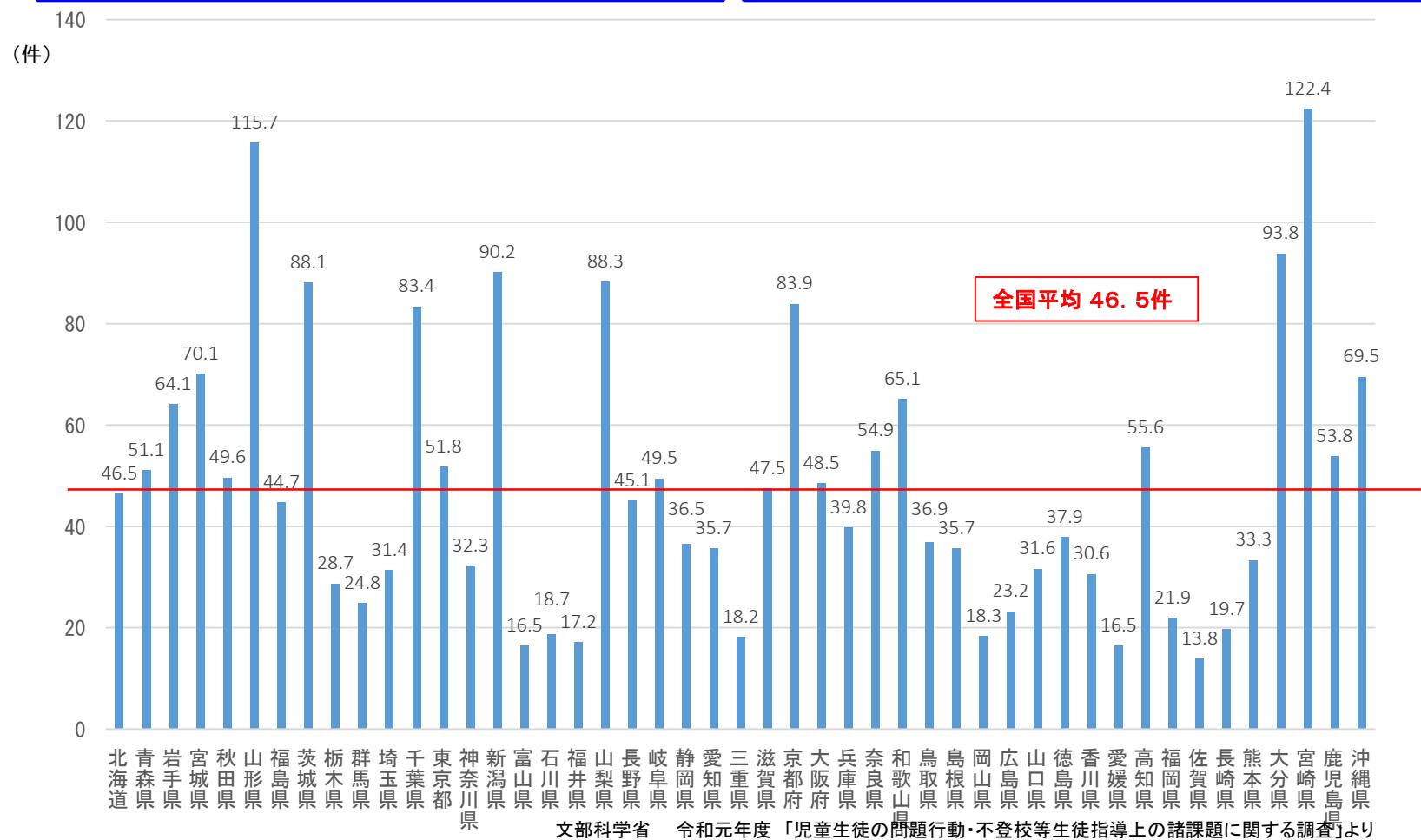


学校において認知したいじめの件数

いじめの1,000人当たり認知件数(令和元年度)

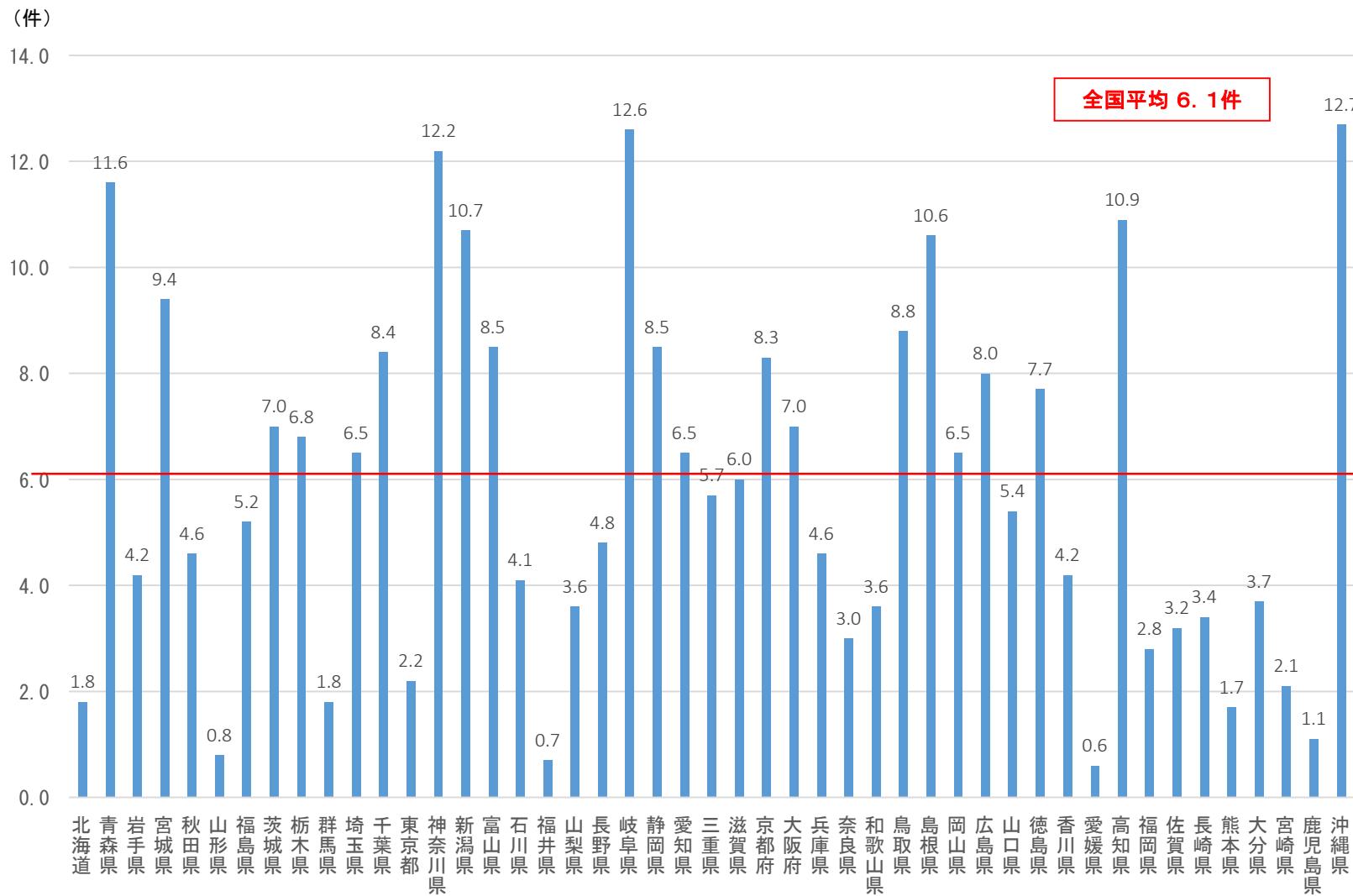
文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「**いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている**」と極めて肯定的に評価する。
(児童生徒課長通知)

いじめを認知していない学校にあっては、…解消に向けた対策が何らとられることなく**放置されたいじめが多数潜在**する場合もあると懸念している。
(児童生徒課長通知)



(参考)暴力行為の1,000人当たり発生件数(令和元年度)[都道府県比較]

国公私立小・中・高等学校



文部科学省 令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

いじめの認知件数の都道府県格差の推移

H25年度
**「いじめを積極的に認知」
するよう周知**

京都府 99.8件/千人当たり
福島県 1.2件/千人当たり

83倍
の差

京都府 85.4件/千人当たり
佐賀県 2.8件/千人当たり

31倍
の差

京都府 92.0件/千人当たり
佐賀県 4.5件/千人当たり

20倍
の差

京都府 96.8件/千人当たり
香川県 5.0件/千人当たり

19倍
の差

宮崎県 108.2件/千人当たり
佐賀県 8.4件/千人当たり

13倍
の差

宮崎県 101.3件/千人当たり
佐賀県 9.7件/千人当たり

10倍
の差

宮崎県 122.4件/千人当たり
佐賀県 13.8件/千人当たり

9倍
の
差

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、
「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。（平成27年8月17日付け児童生徒課長通知）

「児童生徒1,000人当たりいじめ認知件数」が多い県における取組について

1. 全体の状況

- 全国的には、いじめ認知件数と同様に『重大事態※1発生件数』も増加。
重大事態の増加要因としては、
 - ・「ガイドライン」※2に基づくいじめの重大事態の判断の周知徹底がなされたこと
 - ・不登校児童生徒数の増加に伴い2号重大事態が増加したこと等が考えられる。

※1 1号重大事態:いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるもの

2号重大事態:いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるもの

※2 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(H29.3)

2. 都道府県の状況

- 令和元年度調査において『児童生徒1,000人当たりのいじめ認知件数』が多い2県について、取組を聴取。
- これらの県においては、**県教育委員会を中心とした特徴的な取組**が見られた。
また、認知件数が多いにもかかわらず『重大事態』は全国平均より少ないこともわかり、**積極的な認知の結果重大事態に至ることを防ぐことができている可能性**がある。

都道府県名	特徴的な取組
宮崎県	<p>【教育委員会の積極的な関与】</p> <p>➢教育委員会が毎月いじめの件数と内容を集約。気になる記載がある、いじめの疑いがあり1週間欠席しているといった場合には、学校に出向き指導。保護者への接し方、学習保障の対応、SCの派遣等について具体的な助言。場合によっては教育委員会が保護者対応を行うこともある。市町村にも同様の対応を依頼している。</p> <p>【重大事態対応マニュアルの作成】</p> <p>➢重大事態につながりうる事案への対応も含めた「重大事態対応マニュアル」を策定。 全ての学校を2年に1回は訪問し、マニュアルの内容等を説明。</p>
山形県	<p>【学期ごとにいじめの状況を把握】</p> <p>➢各学期ごとに、教育委員会がいじめの認知件数と解消の状況を把握。解消されないものは期をまたいで追跡調査。把握した個別の状況に応じ必要な支援。</p> <p>【実効性あるいじめ防止基本方針】</p> <p>➢県の基本方針において、いじめが発生した場合の学校の具体的な対応方法を示し、繰り返し説明。 学校の基本方針についても、教育事務所ごとに点検し、行動計画となるよう見直し。</p> <p>【いじめ解決支援チームの設置】</p> <p>➢各教育事務所に、指導主事・警察OB・校長OBで組織する「いじめ解決支援チーム」を置き、学校や保護者からの相談に応じている。</p>

2 いじめへの(組織的)対応



文部科学省

いじめに組織的対応を求めている背景

まだまだ、多くの悲惨な事案で、教職員の抱え込みが見られる。

- 熱心であればあるほど「落とし穴」にはまる（「自分が解決しなければ…」「迷惑はかけられない…」「相談するのではなく、相談される立場」「他の業務が忙しそう…」etc.）
- 「組織」をつくることが法で決まっているのは、抱え込みを防ぐため。



抱え込みを防ぐためにはどうするか？

学校いじめ防止基本方針の策定 ①

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

- 学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。
- その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

学校いじめ防止基本方針の策定 ②

◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

- また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして（中略）事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
- 加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。
- 学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

- 学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。 加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

SC・SSWの重点配置等について

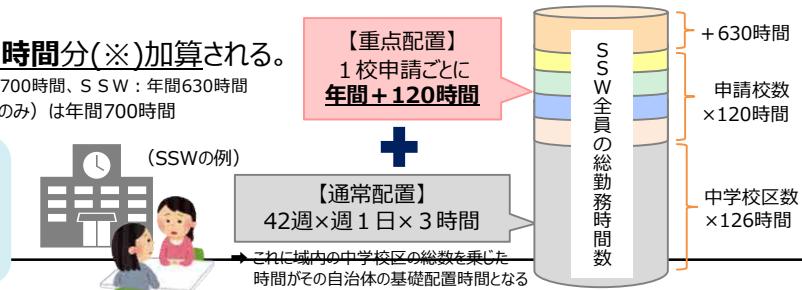
貧困、虐待、いじめ・不登校等の課題を抱える児童生徒の早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを重点配置し、教育相談体制の強化を図る。

重点配置の考え方

重点配置を1校申請ごとに、SC・SSWの勤務時間が**年間120時間分(※)加算される。**

※ SVはSC：年間700時間、SSW：年間630時間
週5配置（SCのみ）は年間700時間

- ◆ 加算された時間で実際に何校対応するかは自治体の実情に応じて決めることができる。
- ◆ 通常配置のために雇用したスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの勤務日数や1日の勤務時間数を増やす形で、複数の重点配置の役割を担わせることも可能である。



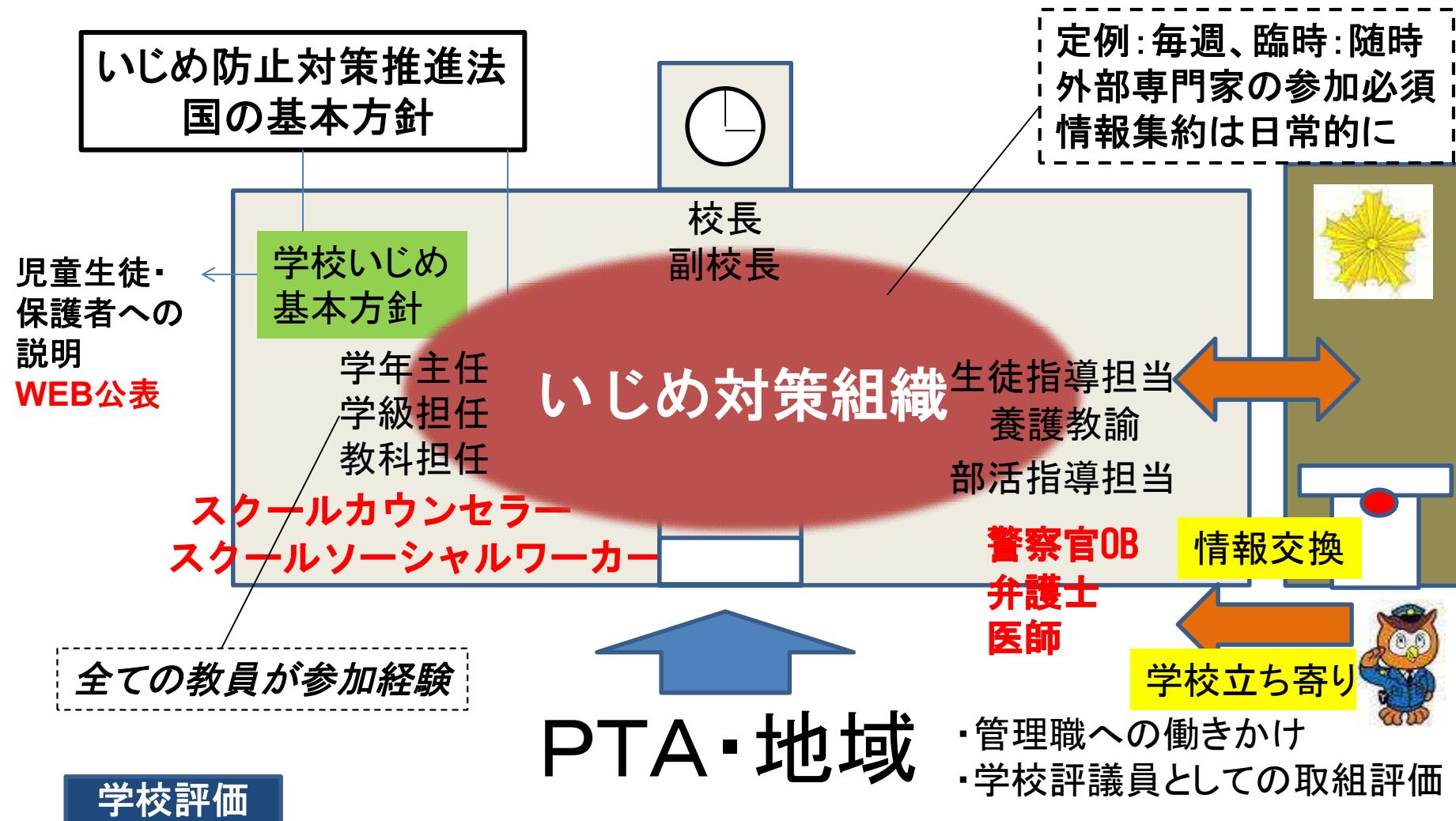
重点配置のメニュー

- ◆ いずれの重点配置についても主たる配置の目的が趣旨に沿っていれば、それ以外の課題に対応することを妨げるものではない。

貧困	学校を窓口として、貧困家庭の子供等を早期の段階で生活支援や各種福祉制度につなげていくことができるよう、早期発見・早期対応の観点から子供の貧困対策の必要性が高い地域・学校等へ重点配置するもの。
虐待	学校における児童虐待事案への対応を強化するため、学校において把握した児童虐待事案への早期かつ手厚い対応に向けた体制強化を図るとともに、早期発見・早期対応に向けた体制構築を図るもの。
いじめ 不登校	認知件数が過去最多を記録したいじめや相談件数に占める割合が最も高い不登校は、今やどの学校・どの児童生徒にも起こり得るものであることから、相対的にその件数が多いと推察される大規模中学校を中心に配置を充実し、不登校児童生徒の支援や未然防止・早期対応に向けた体制構築を図るもの。
教育支援 センター	不登校児童生徒支援の中核としての機能強化が求められている教育支援センターにおいて、個々の不登校児童生徒の不登校に至った要因や背景を的確に把握し、適切な支援につなげができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の強化を図るもの。
質の向上 (SV)	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに対して適切な指導・助言ができるスーパーバイザーを配置し、更なる専門的資質の向上を図るもの。

※上記のほか、スクールカウンセラーについては「週5配置」のメニューがある。

組織的に対応する学校(イメージ)



いじめ防止を取り扱う場合は、いじめが隠蔽されず、いじめの実態の把握・措置が適切に行われるよう、早期発見・再発防止の取組について適正に評価(法第34条)

いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究

2019年度予算額
(前年度予算額)

8百万円
10百万円
文部科学省

背景説明

- 国は、困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士等、多様な人材による支援体制を構築する。【いじめの問題等への対応について（第一次提言）（平成25年2月26日教育再生実行会議決定）】
- いじめの防止のためには、いじめに向かわない態度・能力の育成が喫緊の課題である。発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う必要がある。【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日最終改定））】
- 家庭との対応の関係で保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスが必要な場合について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築するほか、法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進める。【学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）】】



目的・目標

法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施する。



事業内容 1

法的側面からのいじめ予防教育

弁護士が、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱い（刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等）について教える授業モデルの構築や実践的な教材の開発を行う。



事業内容 2

学校における法的相談への対応

学校が、児童生徒を取り巻く問題について弁護士に相談し法的アドバイスを受けることや、弁護士による教員向けの研修会を受けること等が、生徒指導上の諸課題の効率的な解決に資することについて検証を行う。



事業内容 3

法令に基づく対応の徹底

学校において、いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ問題への対応が徹底されているかを弁護士が法的側面から確認することの有効性を検証する。

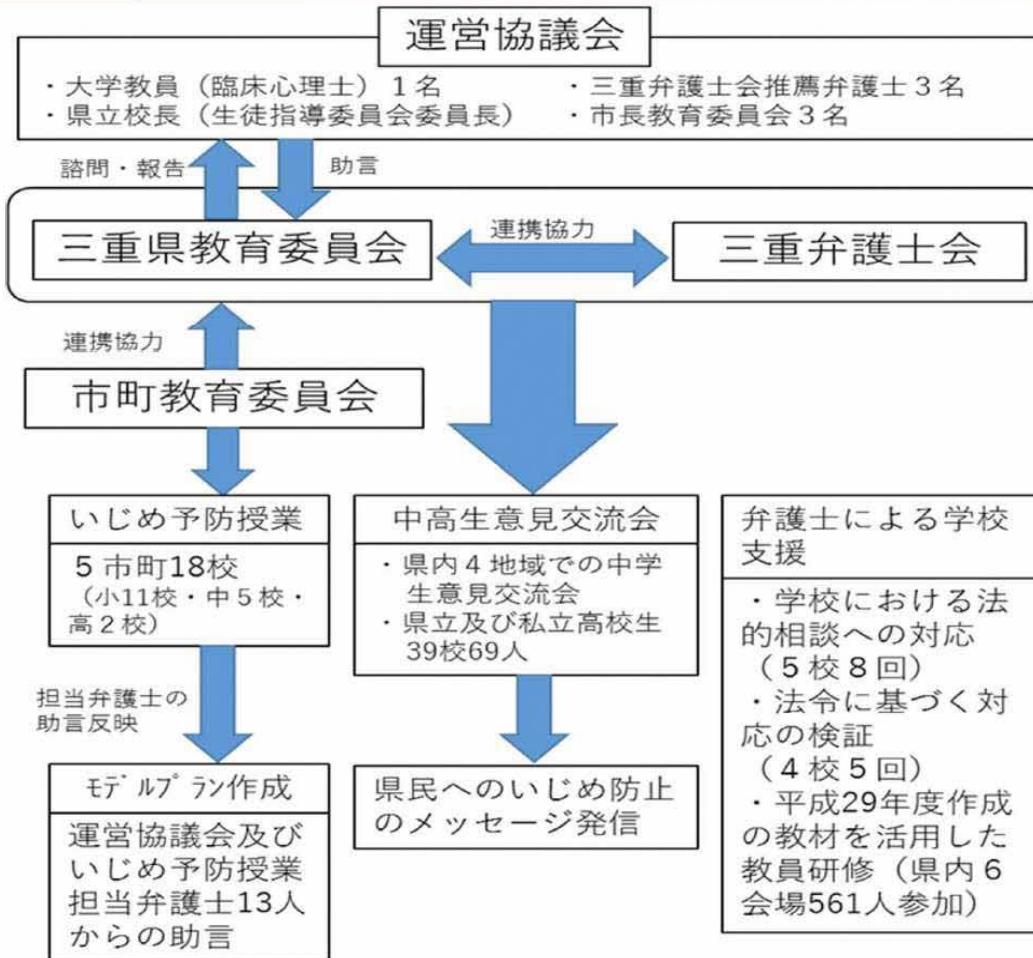


期待される効果

調査研究結果の分析・検証・周知、施策への反映を通じて、いじめの防止、校務の効率化・負担軽減を図る。

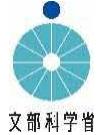


【参考事例】「平成30年度いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究事業」における三重県での取組



※学校が直面する課題の内容に応じて弁護士を派遣できるよう、県内を3ブロック(北部・中部・南部)に分けて、子供の権利委員会、民事介入暴力対策委員会、法教育の分野ごとに精通した弁護士をそれぞれ配置。

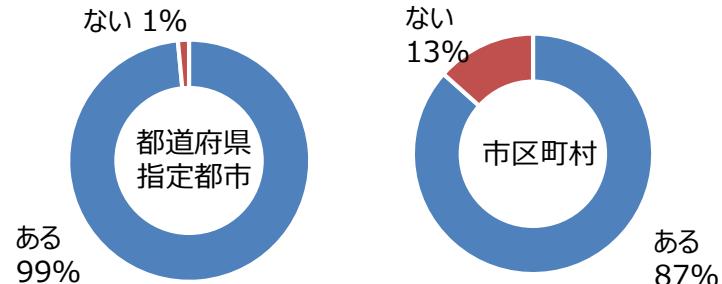
教育委員会・学校における法務相談体制に関する調査結果



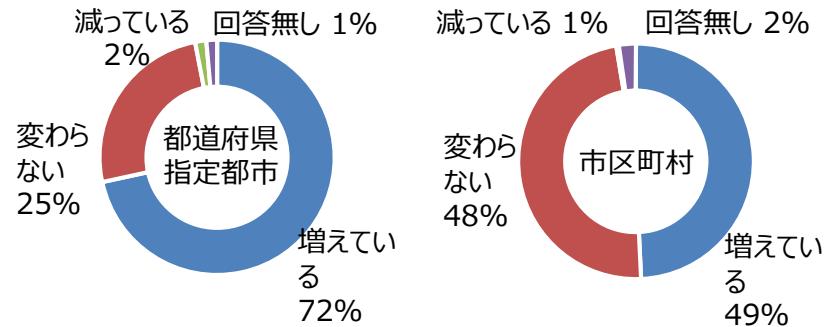
【調査の概要】

- 調査時期：平成31年3月
- 調査対象：全都道府県・指定都市（67）、市区町村教育委員会（1,718）
(特別区、広域連合及び協働設置の教育委員会を含み、一部事務組合を含まない。)
- 対象期間：平成29年度間または平成30年3月1日の状況

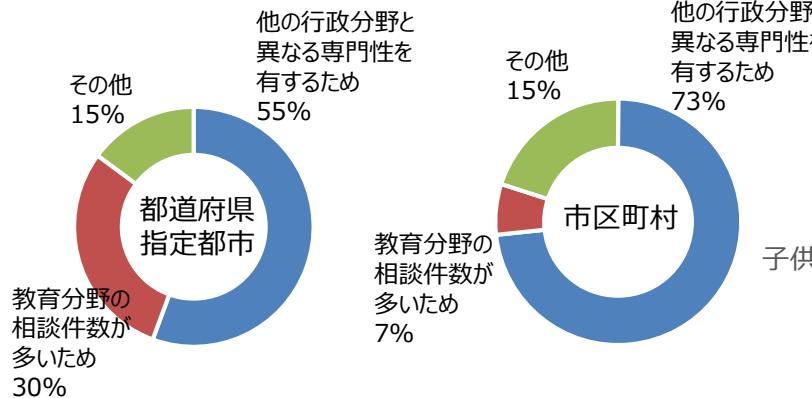
教育委員会事務局として弁護士に相談できる体制はあるか。



10年ほど前と比べて法務相談が必要な機会が増えたと考えるか。



教育委員会事務局と首長部局別々に弁護士と相談できる体制を有している場合、その理由。



増えていると感じる場合、それはどのような背景や状況の変化があると考えるか。（複数回答可）



教育委員会の法務相談体制の整備



【背景】

- 虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加
- **76%** の市町村教育委員会が、法的な専門知識を有する者が必要であると回答（H31.3文部科学省調べ）
- 都道府県・指定都市単位では、一般的に上記の法務の専門家への相談体制が構築されている状況。

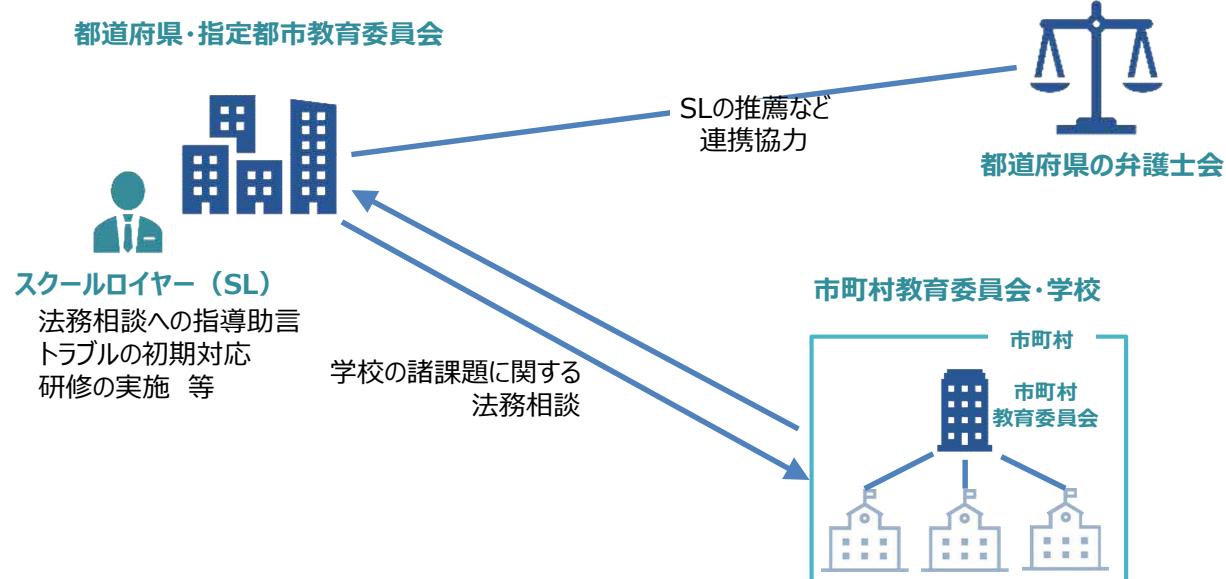
域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、

令和2年度より、普通交付税措置

※標準的な規模の都道府県で130万円を積算。

（指定都市についても都道府県に準じて措置）

体制イメージ（例）



組織的ないじめ対応の流れ

- 学級担任等が抱え込まず、「いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力

いじめの発見



① 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策組織」に情報(アンケート結果を含む)を集約

※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。

② 指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策組織」で指導・支援体制を組む

(校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任などの教職員、スクールカウンセラー、弁護士、警察OBなどが参画)

③-A

子供への指導・支援を行う

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の方々等)と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む(ひどいじめをした場合は警察に通報し、補導・逮捕・保護処分により更生させる)
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めるることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

③-B

保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

① 教職員は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「学校いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。

※ 「抱え込み」が許されないことの法的根拠。

■いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

○教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを明記

➡ 法第23条第1項は「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

② 学校は、児童生徒がいじめを受けて
いると思われるときは、速やかに、い
じめの事実の有無を確認し、その結果
を当該学校の設置者に報告する。

※ 「学校」とは、具体的には、校内の「学校いじめ
対策組織」を指す。

学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、被害児童生徒又はその保護者への支援や、加害児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

④ 必要に応じて加害児童生徒に対する 別室指導等 (※) を検討

(※) 被害児童生徒等が安心して教育を受けるために必要な措置

⑤ いじめに係る情報を、加害児童生徒・ 被害児童生徒双方の保護者と共有

⑥ 警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきときは、所轄警察署と連携して対処
- ・児童生徒に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報

いじめの解消について

■いじめ防止のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日改定））

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていなかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。



- ・いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる。
- ・いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため、解消率が前年と比較して下がることは問題ではない。

学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応

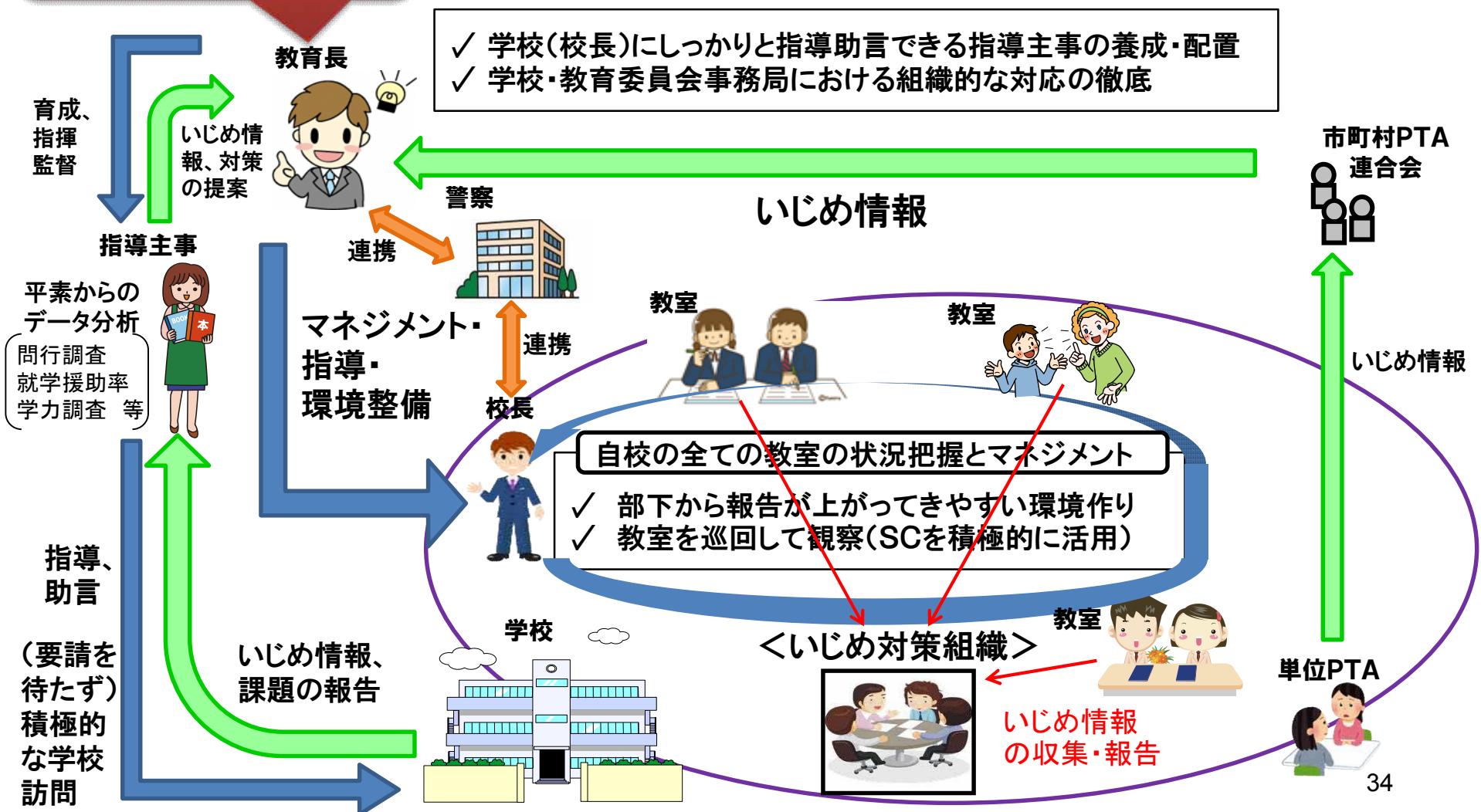
いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定(平成29年3月14日最終改定))
(別添2)学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

いじめ対応で果たすべき教育委員会と学校の役割

教育長自ら学校に足を運んで、責任を持って「状況を把握する」という姿勢を

- ① 所管の学校の徹底把握(データと実地)・徹底指導
- ② 全教職員の意識改革(いじめ有り≠悪。報告は必須(怠ると懲戒))
- ③ いじめ防止対策推進法の教職員への浸透



3 いじめの重大事態の 調査に関するガイドライン



文部科学省

いじめの「重大事態」の関係条文 (公立学校の場合)

○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2～3 (略)

（公立の学校に係る対処）

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3～5 (略)

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

～設置者及び学校の基本的姿勢 ①～

第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

(基本的姿勢)

- 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
- 学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。学校の設置者及び学校として、調査により膚を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。
- 学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からぬということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- 特に、自殺事案の場合、学校外のことでの児童生徒が悩みを抱えていたと考えられても、自殺に至るまでに学校が気付き、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

～設置者及び学校の基本的姿勢 ②～

第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。 重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。
- 以上のことと踏まえた上で、学校の設置者又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

(自殺事案における遺族に対する接し方)

- 自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、学校の設置者又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に、時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。学校の設置者及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。

いじめの「重大事態」における学校の対応

■学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告

⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告（いずれも法に基づく義務）

【重大事態とは？】

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（通称：生命心身財産重大事態、1号重大事態）
※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（通称：不登校重大事態、2号重大事態）
※ 「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
 - 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

■学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断（基本方針より）

調査の主体は学校又は学校の設置者。特に次の場合は、設置者自らが調査を実施。

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

いじめの「重大事態」における学校の設置者の対応

■設置者が調査主体の場合： 調査組織の設置、調査の実施

- 設置者が調査主体となる場合、外部の第三者を構成員とした組織により、速やかに調査に着手できるよう、平時からの設置を。

■学校が調査主体の場合： 必要な指導及び支援

- 調査について指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言。

※調査組織：公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

■調査結果を設置者（教育委員会等）を通じて地方公共団体の長等に報告（法に基づく義務）

■公立学校の場合：教育委員会会議に報告

- 事案の発生や調査結果を教育委員会会議に報告していない例が散見される。
⇒ 事務局のみで対処方針を決定するのではなく、教育委員会会議における十分な協議を経ること。また、総合教育会議の招集を求める必要に応じて検討すること。

重大事態の発生報告など いじめ防止対策推進法等に基づく措置に係る規定内容 ①

措置内容	措置の位置付け	規定内容
重大事態の発生報告	学校から教委への報告	確実に講じなければならない
		地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。(法第30条第1項)
	教委から教育委員会会議への報告	適切な対応をとることが望ましい
		学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。(基本方針)
	教委から地方公共団体の長への報告	適切な対応をとることが望ましい
		公立学校から不登校重大事態の発生報告を受けた教育委員会は、教育委員への報告を迅速に行うことともに、対処方針を決定する際は教育委員会会議を招集する。(不登校調査指針) ※ いわゆる生命心身財産重大事態についても、同様の対応をとることが望ましい。
	確実に講じなければならない	地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。(法第30条第1項)
	適切な対応をとることが望ましい	学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生の報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。(重大事態調査ガイドライン)

※法律等の略称について

- 法…いじめ防止対策推進法 ○基本方針…いじめの防止等のための基本的な方針
- 重大事態調査ガイドライン…いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- 不登校調査指針…不登校重大事態に係る調査の指針
- 自殺の背景調査の指針…子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)

重大事態の発生報告など いじめ防止対策推進法等に基づく措置に係る規定内容 ②

措置内容	措置の位置付け	規定内容
調査報告書の作成	適切な対応をとることが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> 報告書のとりまとめ(自殺の背景調査の指針) 調査を終えた時点で、調査を通じて得られた関係児童生徒からの聴取内容や指導記録に記載の情報等を整理し、さらに、いかなる事実を認定できるかを検討し、それらを書面としてとりまとめる。(不登校調査指針)
重大事態の調査結果の報告	教委から教育委員会会議への報告	重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること(法第29条から第32条まで)。その際、 <u>公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い</u> 、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。(重大事態調査ガイドライン)
	教委から地方公共団体の長への報告	前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、 <u>第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる</u> 。(法第30条第2項)
	教委又は学校からいじめを受けた児童等及びその保護者への情報提供	学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る <u>いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする</u> 。(法第28条第2項)

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【概要】 ①

【重大事態を把握する端緒】

○重大事態の取扱について、以下の事項を徹底



- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- ・被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

○重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものの事例を示す



①児童生徒が自殺を企図した場合

- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。 等

③金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

※上記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【概要】②

【被害者・保護者に対する調査方針の説明等】

- 調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保

【説明事項】

- ①調査の目的・目標、②調査主体（組織の構成、人選）、③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）、④調査事項・調査対象、⑤調査方法、⑥調査結果の提供

※特に、⑥の調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明しておく（個人情報については、個人情報保護条例等により、提供できない場合があることなど）。

【調査結果の説明・公表／個人情報の保護】

- 調査結果の報告に際しての注意点を明記

-
- ・公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。
 - ・被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、地方公共団体の長に対する報告に添えることができること。
 - ・調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。
 - ・学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【概要】③

【調査結果の説明・公表／個人情報の保護】

○第三者調査委員会等が取得した情報の取扱について明記



- ・調査結果における情報について、個別の情報が個人情報に該当するか否かは、各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして適切に判断すること。
- ・学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。

【調査結果を踏まえた対応】

○加害児童生徒に対する指導について明記



調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。 加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。

○調査結果を踏まえた再発防止、教職員の処分について明記



- ・学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者又は学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと。
- ・学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【概要】④

【地方公共団体の長等による再調査】

○これまで、重大事態の調査後における、地方公共団体の長等による再調査については、調査を行う必要があると考えられる場合が示されていなかったため、メルクマールを示す

【再調査を行う必要があると考えられる場合】

- ①調査時には知り得なかつた新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものに十分な調査が尽くされていない場合
- ②事前に被害者・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合であっても、地方公共団体等による再調査ではなく、既に実施した調査の調査組織において、追加調査や構成員を変更した上の調査を行うことも考えられる。

4 対応のレベルアップ ～反省・教訓をいかす～



文部科学省

法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案 ①

中学1年生男子生徒の自死事案。自死の数ヶ月前から、見下す言葉でのからかい、仲間外れ等のいじめを受けていたとの相談が学校にあった。第三者調査委員会の調査結果においては、「それらの出来事及び学校の対応と自死については、関連性があると考えられる。」とされた。

事項	当該事案における学校等の対応
基本方針	事案発生当時、学校のいじめ防止基本方針、当該地方公共団体のいじめ防止基本方針及び対応マニュアルが策定されていたが、 <u>基本方針等に基づく対応が教職員に周知徹底されていなかった。</u>
未然防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none">早期発見のためのアンケート調査を年6回実施していた。5月の調査では当該生徒のいじめが疑われる記載があったが、学校では特に確認を要するものとはとらえなかった。またその後のアンケート調査を2回連続当該生徒が提出していない状況であったが、学校は特段の対応をしなかった。
組織的対応	<ul style="list-style-type: none">保護者からの相談を受け、学校では臨時会議を開催し、情報を共有しながら対応していたが、<u>二部のいじめについては担任止まりとなっていた。</u>学年ごとに生徒の問題行動を処理しようとする傾向が強く、「小さな問題」と捉えた事案については、<u>学校全体で情報共有がなされず、管理職による点検・指導が行われなかった。</u>事案について養護教諭やスクールカウンセラーと情報を共有して対応に当たることをしなかった。<u>自死発生前、本件いじめについて学校から教育委員会への報告は行われていなかった。</u>
いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none">当該生徒と加害生徒の問題について、<u>対応方針を事前に双方の保護者と協議せず</u>、また、一部の加害生徒の保護者に対しては、いじめについて報告をしていなかった。<u>学年集会を開催して指導を行ったが、後日、当該生徒が加害生徒から「チクった」と言われた。</u>このことについて学校は保護者から相談を受けたが、<u>特段の対応を行わなかった。</u>
学校による調査・第三者調査委員会による調査	<ul style="list-style-type: none"><u>当初、遺族の意向を受けて自死については「転校した」と他の生徒に伝えた</u>(当該生徒の自死についての公表は発生から約1年後であった)。第三者調査委員会はすでに常設機関として設置されていた。事案発生後、学校による基本調査を実施し、事案発生から2か月後に第三者委員会による詳細調査を開始した。遺族に対して、第三者調査委員会による調査結果を報告。

法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案 ②

中学1年生女子生徒の自死事案。クラス及び部活動において、暴力を伴わない悪口、心理的な嫌がらせが日常的に発生していた。第三者調査委員会の調査結果においては、「「いじめ」被害を受けたことが自殺の主要な原因である。」とされた。

事項	当該事案における学校等の対応
基本方針	<ul style="list-style-type: none">・法施行後間もない時期に発生した事案であるため、学校の基本方針は策定されていなかった。・学校としての<u>いじめ事案の報告経路・情報共有の方法</u>を含むいじめへの<u>対処方針は策定・共有されていなかったが、方針に基づく対応が徹底されていなかった。</u>
未然防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none">・定期的に実施していた<u>アンケート(月1回)の結果</u>について、当該生徒の<u>回答に変化が見られたものの、十分な分析の下、対応を行わなかった。</u>・その他保護者からの相談、当該生徒の様子の変化、部活動の欠席など、<u>学校として個々の事案を把握していたが、学校はいじめと認知して対応していなかった。</u>
組織的対応	<ul style="list-style-type: none">・当時学校が定めたいじめ事案に係る報告経路・情報共有の方法が徹底されておらず、一部のいじめでは担任と学年主任のみで対応をとり、<u>学校の対策組織には共有されていなかった。</u>・いじめ、クラス内のトラブルが発生し、いじめ対策組織において協議した場合でも、<u>協議の内容について記録が作成されていなかった。</u>・当該生徒についてスクールカウンセラーの利用実績はなかった。
いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none">・担任は、被害生徒に声をかけたところ、「大丈夫」と答えたため、様子を見守ることとしたが、その対処方針は、組織的に判断して決定されたものではなかった。・<u>部活動におけるいじめについて具体的な対応を定めていなかった結果、顧問から学校の対策組織に報告がなされていなかった。</u>・顧問も交えた部活動のミーティングの中で、加害側から被害生徒の性格的な面への指摘があり、被害生徒が自らの性格の改善を約束するという結果になった場面があった。この後も悪口等のいじめが継続していたが、学校は特段の対応を行わなかった。
学校による調査・第三者調査委員会による調査	<ul style="list-style-type: none">・学校及び教育委員会による調査結果を遺族に提示(閲覧のみ)。・<u>第三者調査委員会の設置に関して、スタートの時点で要綱の内容、人選について遺族との協議を円滑に行うことができなかつたため、調査の開始が約10ヶ月後となつた。</u>

法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案 ③

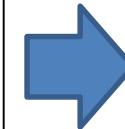
中学2年男子生徒の自死事案。生徒はクラス及び部活動において、嫌がらせ、暴力等を受けており、担任とやりとりしていた生活記録ノートには、いじめを受けたことや「死にたい」旨の記載があった。学校による調査結果においては、「本いじめ事案が自殺の一因であった」とされた。

事項	当該事案における学校等の対応
基本方針	<ul style="list-style-type: none">・<u>学校のいじめ防止基本方針</u>について、<u>背景や内容を教職員で理解・共有できておらず、アンケートの実施など、計画に則った取組ができなかった。</u>
未然防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none">・教職員が、生徒が発するSOS(生活記録ノートの記載等)を共有できなかった。・いじめ・自殺・生徒指導等に関わる文科省・県教委等からの諸資料は、担当者に回覧されたが、教職員に周知・徹底されず、諸資料を効果的に活用することができていなかった。・いじめ防止やいじめに対する指導法、生徒理解を深めていく方法等についての研修が不十分だった。
組織的対応	<ul style="list-style-type: none">・<u>学校にいじめの防止のための組織は設置されていたが、各学年の状況やいじめ防止の取組を確認する場としては機能していなかった</u>(学年での対応が主となっており、学年間の情報交流が少ない)。・情報共有すべき内容が明確でなく、<u>担任が、いじめに係る情報(生活ノートの記載等)を学校のいじめ対策組織で共有しなかった</u>。・学校として、<u>担任の経験や感覚だけに頼らず、複数の教員の目で生徒を捉え、情報交換を通して生徒の理解を深めることができなかった</u>(明るく、元気に生活している面と「死にたい」、「だめだ」等の言葉をノートに記載する面のギャップをどう理解するか等)。
いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none">・学校は、<u>生徒間のトラブルをからかい、ちょっとかいや喧嘩と捉え、いじめと認知することが出来なかった</u>。また、重大事態に発展する事案が発生するという危機意識に欠けていた。・いじめが発生し、<u>周囲もその行為を見ていながら解決に結びつけていくような行動をとることができなかった</u>。「いじめは絶対にしてはならない」などの規範意識を生徒に徹底させる教職員の指導が不十分だった。・家庭との連携が不十分だった。欠席した生徒への連絡、大きな問題やけが等があったときの連絡は行ってきたが、気になることがあったら、家庭に連絡を取って情報を共有する手立てが欠けていた。学校行事や面談などの機会を積極的に利用し、情報共有を行う必要があった。
学校による調査・第三者調査委員会による調査	<ul style="list-style-type: none">・学校が実施した調査結果を遺族に報告・説明した。<u>調査の際のアンケートについては、個人名を伏せて遺族に提供した</u>。

いじめの重大事態に関する誤った対応事例

【事案1】

- 平成27年11月、市立中学校3年生女子生徒の自殺が発生。
事案発生直後より、御遺族からいじめをうかがわせる資料の提示等があった。
- そのような状況にあるにもかかわらず、教育委員会・学校が実施したアンケート調査等においていじめの事実が把握できなかつたことをもって、平成28年3月、教育委員会会議において「いじめの重大事態ではない」旨を議決した。



御遺族からの訴えがあった時点でいじめの疑いがあるものといえるため、「いじめの重大事態」として捉えるべきであった。

教育委員会として第三者調査は実施していたが、平成29年5月30日、先の議決を撤回。6月2日、第三者調査委員会の解散を決定。

【事案2】

- 平成29年4月、市立中学校2年生男子生徒の自殺が発生。当該生徒の**中学1年生時のアンケートにおいて、いじめを受けている旨の記載**があった。
- 学校は、当該生徒も加害行為を行っていたため、双方向の行為であり、いじめではないと認識していたことから、記者会見において「トラブルであり、いじめではない」旨の発言をした。



事案発生直後の時点で把握していたアンケートの記載や事実関係から、いじめの疑いがあるものといえるため、「いじめの重大事態」として捉えるべきであった。

- いじめの重大事態の判断は、**いじめの行為の有無が調査により明確になった時点で行うものではない。**
- いじめの「疑い」(被害者・保護者からの訴え、日記、アンケート等の記載)が確認された時点で「いじめの重大事態である」と判断を行うこと。
- 「いじめの重大事態」と捉えた後、いじめの事実関係について、組織を立ち上げて調査を行う。
(**当該調査において、いじめの事実が確認できなかったという結果となった場合も、当該事案が「いじめの重大事態」に該当することに変わりはない。**その場合は、「**「いじめの重大事態」として捉えて、組織を立ち上げて調査を尽くしたが、いじめの事実は確認できなかった。**」という結論になる。)

いじめ対策に係る事例集(概要)

1 背景

- 平成28年度、文部科学省の有識者会議である「いじめ防止対策協議会」において、いじめ防止対策推進法の施行状況が検証され、平成28年11月2日、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」が提言された。
- 「議論のとりまとめ」に掲げられた一部の現状・課題については、事例集を作成・周知することにより、学校現場の取組に資することとされた。
- ⇒ いじめ防止対策協議会における議論を踏まえ、**平成30年9月、「いじめ対策に係る事例集」を作成。**

※平成30年9月25日、文部科学省HP上で公表。

2 特徴

- 学校や教育委員会等における実際の事例の中から、**いじめの防止、早期発見及び対処等の点で、特に優れている事例**や、学校現場において**教訓となる事例**を掲載した（37項目・47事例）。
- 事例ごとに文部科学省のコメントを付記し、事例の着眼点を示した。

3 目次

1 いじめの定義・認知

- 明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例

- Case01 加害・被害の関係性に気づきづらい事案
- Case02 「大丈夫」と答えたので苦痛を受けていると判断しなかった事案
- Case03 双方向の行為がある事案
- Case04-05 グループ内のトラブル
- Case06-07 組織的ないじめの認知
- Case08 いじめとして認知はするが、「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処例

2 学校のいじめ防止基本方針

- Case09 いじめ防止等に効果的な学校基本方針の例
- Case10 学校基本方針の策定・見直しのプロセス（P D C Aサイクルに係る取組）
- Case11-12 学校基本方針を児童生徒・保護者に対して適かつ効果的に周知している事例

3 学校いじめ対策組織

- 学校いじめ対策組織の構成・活動

- Case13 学校いじめ対策組織の構成員、活動
- Case14 いじめ防止に効果的な特色ある活動が行われている事例
- Case15-16 校長の判断により事案の結果が左右された事例
 - ・リーダーシップを發揮し、迅速な対応ができたもの
 - ・誤った判断により、事案が深刻化したもの
- Case17 学校いじめ対策組織の存在・活動を児童生徒にアピールする取組
- Case18 いじめの校内研修の実践例

- いじめへの組織的対応

- Case19 いじめの情報共有
- Case20 いじめの情報の抱え込みにより重大な事態に至り、教職員が懲戒処分を受けた事例
- Case21 いじめの「ヒヤリ・ハット」事例

4 いじめの未然防止に係る取組

- Case22-23 児童生徒が主体となった取組
- Case24 学校における道徳教育
- Case25 弁護士等による出張授業
- Case26 インターネット上のいじめに関する啓発
- Case27 学校と保護者（P T A）、地域住民、関係機関との連携による未然防止のための取組

5 いじめの早期発見

- Case28-29 効果的なアンケート
- Case30-31 いじめの通報・相談窓口
- Case32 効果的な教育相談のための工夫が行われている事例
- Case33 スクールカウンセラーがいじめの相談を受け、解決に導いた事例
- Case34-35 スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携・調整を行い、解決に導いた事例

6 いじめへの対処

- Case36 いじめの被害者を徹底的に守り通す対応
- Case37 いじめに係る情報の保護者との共有
- Case38 効果的ないじめの調査の手法、効率的かつ的確な対応の記録方法、情報共有の方法
- Case39 教育委員会としての対応（指導主事によるサポート、緊急対応チームによる支援等）
- Case40 加害者に対する対室指導、教育委員会による出席停止措置
- Case41-43 発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処
- Case44 インターネット上のいじめへの対応

7 いじめの重大事態

- Case45 詳細な調査をしないまま「いじめではない」という判断を行った事例
- Case46 不十分な初動調査により、その後の事実解明が困難になった事例
- Case47 初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、被害者の支援を行った事例

いじめ対策に係る事例集 具体例①

(Case08 いじめとして認知はするが、「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処例)

1 事例の概要

(1) いじめの概要

- 小学6年男子Aが、同級生の男子B、C、Dから、下校中に冷やかしの言葉を浴びせられた。また、学校で、BがAの靴のかかとを繰り返し踏もうとした。
- 個人懇談会で、Aの母親が担任に話したことにより発覚した。

(2) 事態の経緯と対応

- 個人懇談会において、担任は「すぐに対応したい」と母親に伝えた。しかし、母親は「本人が『先生に言ってほしくない。自分の力で仲良くなりたい』と強く言っているので、対応はしないでほしい」次、もし何かがあった場合はすぐに先生に言うように約束をしている」とのことであった。
- 懇談後、担任はいじめ対応チーム（学校いじめ対策組織）に報告し、対応について話し合った。すぐ対応した方が良いと判断し、母親に電話連絡をしてその旨を伝えたが、「やっぱり本人の意思を尊重したいので対応はしないでほしい」とのことであった。そこで、「もし今後、何かあればすぐに対応する」という約束をした上で話を終えた。
- 後日、BがAの上靴のかかとを踏もうとしているところを他クラスの担任が発見し、すぐに担任に伝え、そのままBから聞き取りをした。B以外にAに嫌がらせをしている児童は誰かをBに聞くと、C、Dの名前が出たので、Aから事実確認した後、C、Dそれぞれからも聞き取りをした。内容はAやBが話していたことと一致していた。その後4人を集めて事実関係を確認した後、今回の問題点や人間関係の築き方について指導した。
- 4人全ての家に家庭訪問し、指導内容を伝えた。加害側の3人は保護者とともにAの家に行き謝罪している。

(3) 成果

- 担任は、Aの母親から話を聞いてすぐ校内いじめ対応チームに報告し、対応について話し合った。これを受け、担任以外の教師も注意して見守りを行った結果、いじめの行為を見つけることができた。Aの母親の意向は、「対応はしないでほしい」ということであったが、組織的対応の体制を整えずに児童を注視しているだけでは、事態の深刻化を招く恐れがある。この事案では、母親の意向を尊重しつつ、何かあればすぐに対応するという姿勢で見守りを続けた結果、事態が深刻化する前に指導することができたと言える。

2 文部科学省によるコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である」とされている。
- 本事例は、被害児童もその保護者も教員が介入して解決に至ることを望んでいない事例であるが、「いじめ」という言葉を使うことなく見守りや指導を行うことで、被害児童や保護者の意向に配慮した生徒指導が可能であることを示している。
- 本事例については、被害児童及びその保護者に寄り添い、その意向を尊重しつつ、事態の深刻化を防ぐため、担任以外の教師も注意して見守りを行い、加害児童への指導につなげていった点が優れた対応であったと評価できる。

いじめ対策に係る事例集 具体例②

(Case15 校長の判断により事案の結果が左右された事例(その1))

1 事例の概要

(1) いじめの概要

- 小学5年男子児童Aの体育着袋に入っていたシャツとズボンの名前をマジックで塗り消されたり、シャツが隠されたりすることが数回続いた。
- そのいじめは、放課後の児童がいない教室や廊下で起こっているため、発見が難しくなっていた。
- Aの母親が犯人捜しを徹底して行うよう強く要求し、犯人が見つからなければ、警察に被害届を出すと要望してきた。

(2) 事態の経緯と対応

- 学級担任は、Aから訴えを聞き、学年主任、生活指導に相談するとともに、教頭、校長に報告した。校長は、校内いじめ対応ミーティングを速やかに行い、いじめ対策会議を招集し、教頭に情報の収集とAへの対応、役割分担を指示した。Aの母親に対し、学級担任とともに校長自ら家庭訪問し、事件の経緯と学校の対応について隨時説明した。
- 校長の指示で、Aの心のケアを最優先し、養護教諭やスクールカウンセラーから心に寄り添い、不安を取り除くケアを行わせた。
- 母親の怒りに対し、校長自ら対応するとともに、関係機関に依頼し、第三者（スクールソーシャルワーカー）が母親の怒りや不安、不満を取り除く対応を行った。
- 学級便りや保護者会、児童へのアンケート調査を実施するとともに、加害者と疑われている生徒に対し、確実な情報をもとに、慎重に事情聴取することを指示した。
- 全校生徒に対し、校長講話をを行い、被害児童の心情に寄り添い、心の痛みを感じることを訴えた。校長の心に響く話やアンケート調査から、加害児童2名が分かった。加害児童の保護者に連絡を行い、事情を説明するとともに、児童が行為に至った理由や心情を丁寧に聞き、相手の気持ちを考えることの大切さを指導した。

(3) 成果

- Aの母親は警察へ被害届を出すことを強く要望してきた。校長は逆にAの不安やストレスが一層高まり、学校への登校ができなくなることが心配であることを訴えるとともに、母親の心情を安定させるためにスクールソーシャルワーカーとの相談の機会を迅速に設けた。このことにより、母親の不安や不満を取り除き、学校との信頼関係を構築した結果、被害届は出されないこととなった。
- 全校生徒に対し、相手の憂いや悲しみ、不安を考えられる思いやりを持つことの大切さを訴えた。
- 今後の児童のより良い関係や、児童の心の成長を促す指導支援の大切さを一番に考えていくことを指導の方針に据え、複数の目で見守り、適切な役割分担を行い、迅速な対応を行った結果、被害者、加害者本人、保護者の理解を得た。

いじめ対策に係る事例集 具体例②

(Case15 校長の判断により事案の結果が左右された事例(その1))

2 文部科学省によるコメント

①いじめ防止対策推進法の視点から

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要」とされている。
- 本事例は、Aの学級担任から報告を受けた校長が、速やかに学校いじめ対策組織を招集し、教職員に役割分担を指示するとともに、母親に対する説明・対応を自ら行うなど、リーダーシップを發揮し、迅速に対応した事例であると言える。

②児童生徒への支援の視点から

- 校長が、Aの心のケアを最優先に考え、養護教諭やスクールカウンセラーによる寄り添いを重視した対応を指示したことによって、Aの不安感を取り除くことができた。
- 事案について、学級便りの配布や保護者会の開催、児童へのアンケートの実施を行うことにより、学校全体で問題の解決に向けた対策を講ずることができた。
- 本事例は、今後の児童のより良い関係や、児童の心の成長を促す指導支援の大切さを一番に考えていくという指導方針の下、加害児童への指導が行われている。これは、「いじめの防止等のための基本的な方針」において「加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する」という方針に沿った対応と言うことができる。

③保護者対応の視点から

- 被害児童の母親に対する事案の説明や学校の対応について、学級担任任せにせず、校長自ら家庭訪問に加わるなどの積極的な対応が、結果的に、被害児童の母親の不安を取り除くことにつながったと考えられる。
- また、被害児童の母親の怒りが収まらないことに対して校長が対応を行うとともに、関係機関と連携して、スクールソーシャルワーカーの活用を主導して行ったことが、母親の不安な心情を緩和させることになったと考えられる。
- 加害児童への指導が、保護者の理解を得て行われており、加害児童の保護者の立場にも配慮がなされている。

いじめ対策に係る事例集 具体例③

(Case16 校長の判断により事案の結果が左右された事例(その2))

1 事例の概要

(1) いじめの概要

- 中学2年Aは、中学2年B、C、Dから数日間無視され、1週間以上に渡って欠席するに至った。
- その後、Cは、BとDから無視され、体調不良を訴えた。

(2) 事態の経緯と対応

①いじめの認知前

- 中学2年女子Aは、腹痛により欠席した。担任は生徒を通じて連絡ノートを届けたが、電話連絡はしていなかった。翌日も欠席したため電話連絡をすると「明日は行けそうです」という言葉があったため担任は安心したが、Aは翌日も欠席した。
- 担任は、欠席3日目も電話連絡をしたが、欠席の理由は把握しておらず、いじめと疑われる認識もなかったため、校内のいじめ対策組織に報告していなかった。
- 欠席4日目に、養護教諭から「いじめの疑いはないか」という指摘を受け、担任が家庭訪問してAに確認したところ、B、C、Dから数日間無視されていることが分かった。Aの保護者からも「娘はB、C、Dから無視されていると言っている。3人を指導してもらわないと娘は学校に行けない。しっかり調べて対応してほしい」と言われた。
- 担任はその日のうちにB、C、Dへ事実確認を行ったが、「そのようなことはない」と答えたので、再度Aに「事実は分からぬが、気にしすぎではないか」と伝えて、明日は学校に来られるか尋ね、「学校に行く」というAの言葉を信じて連絡を終えた。
※この時点で担任は、トラブルはなかったと判断し、養護教諭には「いじめではなかった」と伝え、組織への報告もしていなかった。
- Aの欠席が1週間継続し、養護教諭は、いじめ対策組織の情報を集約する担当（以下「集約担当」という。）に、「Aの欠席はいじめが原因ではないか」と進言した。集約担当が管理職に報告すると「担任が本人に確認しているのだから担任に任せよう」との判断で、いじめ対策委員会での協議はされなかった。
- その後、Cが体調不良を訴えて保健室に訪れて「教室に居たくない。BとDから無視されて辛い。Aもいじめられて不登校になっている」と話した。養護教諭は、集約担当に報告し、集約担当は管理職に報告して、いじめ対策委員会が招集された。

②いじめの認知後

- いじめ対策委員会の協議を受けて、担任が家庭訪問を行うが、Aは会いたくないと言って面会できない。保護者に説明をするが「欠席してから1週間になるのに、なぜもっと早く気づいてもらえなかつたのか。Cがいじめられていなかつたら、うちの子はどうなつたのか」と対応の遅さを責められた。
- Aの欠席はそれから数日続いたが、Aの自宅に担任と学年主任が家庭訪問し、対応が遅れたことを詫びるとともに、Cが学校でB、Dからいじめられたことや、B、Dに対して指導したことを伝えた。
- Aは保健室登校できるようになり、B、C、Dからの謝罪も受けたが、教室には入れない日々が続いている。
- Aの保護者からは、担任に対する不信感が募り「娘が学校に行けなくなったのは担任がいじめを発見できなかつたからだ。担任を変えてもらいたい」と校長に依頼があつた。
- Aの保護者とB、C、Dの保護者との関係は修復されたが、双方が担任を批判する側となり、担任は対応に苦慮している。
- その後、Aの保護者対応は、学年主任と養護教諭が担当している。
養護教諭には「いじめではなかった」と伝え、組織への報告もしていなかつた。

いじめ対策に係る事例集 具体例③

(Case16 校長の判断により事案の結果が左右された事例(その2))

2 文部科学省によるコメント

①いじめ防止対策推進法の視点から

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要」とされている。
- 本事例は、Aの学級担任が適切な対応を行わなかったことはもとより、いじめ対策組織の情報集約を担当する教員が、校長を含む管理職に報告した際に、管理職が対応を任せにしたことで、事態が深刻化した事例である。
- 本事例では、初期段階で積極的にいじめと認知しなかったため、初動が遅れただけでなく、A及び保護者からの信頼を失ってしまった。とりわけ、学級担任が、養護教諭の進言やAの保護者の訴えがあったにもかかわらず、これを軽視し、いじめ対策委員会に報告しなかったことは適切でなかったと考えられる。
- 上述のとおり、養護教諭が、集約担当を通じてAに対するいじめの疑いを進言したにもかかわらず、管理職が対応を任せにし、いじめ対策組織で協議しなかった点については、組織的対応が不十分であったと認められる。

②児童生徒への支援の視点から

- 本事例では、学級担任が欠席3日目の時点で欠席理由を把握していなかったが、仮にいじめの兆候がなかったとしても、家庭訪問の実施、保護者との連絡、他の生徒からの情報収集を図る等により、欠席理由を把握するよう努めるべきであった。
- 被害生徒が教室へ入れない状況が続いている場合は、適切なアセスメントにより策定された支援計画に基づき、組織的・計画的に支援を行うことが必要である。

③保護者対応の視点から

- いじめの疑いを含め、欠席が続いた初期の段階からAの心情へ寄り添い、家庭での様子について情報提供を依頼するとともに、継続的な家庭への連絡や家庭訪問を通じて、Aが欠席をする理由や背景について探る必要があった。

いじめ対策に係る事例集 具体例④

(Case21 いじめの「ヒヤリ・ハット」事例)

1 事例の概要

(1) 事例の概要

- 6月に、全保護者を対象にした「いじめアンケート」を実施し、管理職が確認したところ、小学校1年生保護者より「以前は受けたが今はない」という回答があった。また、同アンケートの自由記述欄には「担任の迅速な対応でいじめがなくなり感謝している」との記載もあった。
- 校長がこのことについて担任に確認したところ、「5月に当該保護者から『隣の児童から、何回かつねられたと子供が言っている。』と相談があったため、すぐに両者に聞き取りを行い、加害児童に指導するとともに、加害児童の保護者にも連絡した。その後、つねるという行為は全くなくなり、現在は仲良くなっている」と答えた。
- 担任が管理職へ報告をしなかったのは、「①いじめではなくいたずらという認識だったこと。②指導後、行為がなくなり仲良くなったこと。③被害児童の保護者から感謝の言葉をもらったことが理由である。」と話した。

(2) 事態の経緯及び対応

- 既にいじめの行為はなくなっており、被害児童の保護者も大きな問題と捉えているわけではないが、「複数回つねられたという事実があり、被害児童が嫌な思いをしていたこと」から、校内いじめ対策委員会でいじめと認知し、教育委員会に報告した。
- 担任に対し、当該児童の状況を引き続き見守るように指示するとともに、加害児童の家庭の状況等にも目を配っておくように指導した。
- 担任を含め全職員に対し、いじめかどうかの判断は個人で行わず、いじめの疑いがあると察知した場合は、全て管理職に報告することを再度指導した。また、いじめ防止対策推進法による「いじめの定義」を改めて確認させた。

(3) 原因及び課題

- 事案の軽重に関わらず、いじめの疑いがあると察知した場合は、すぐに管理職へ報告するというルールが校内で徹底できていなかったことが本事案の原因である。
- 幸いにも、本事案では、担任の迅速な対応によりいじめはおさまったが、もしも継続したり、重大化したりしていれば、学校の対応の瑕疵を問われることになる。担任の力量に左右されるのではなく、組織としていじめへの適切な対応を行っていくためにも、対応マニュアルを全職員でしっかりと認識し、確実に実施していくことが必要である。

2 文部科学省によるコメント

- 本事案は、担任がいじめの事案に迅速に対応したもの、そのことが組織的に共有されなかつた事案である。担任は、管理職へ報告しなかった理由を3点挙げているが、①軽微ないたずらであっても、いじめになり得ることを認識していない、②いじめについては、学校いじめ対策組織（校内いじめ対策委員会）に報告を行う必要があることを認識していない、といった問題点を指摘することができる。
- 校長が、事案を把握した後、校内いじめ対策委員会でいじめと認知し、教育委員会に報告を行ったことについては、担任による個人的対応を、学校全体による組織的対応に位置づけた点で適切な判断であったと考えられる。
- 本事案の発生を契機に、いじめへの対応マニュアルを全職員が確実に実施していくことの必要性が認識されているが、このような「ヒヤリ・ハット」事例から教訓を引き出し、普段のいじめ対応の在り方の改善を図ることは、重要な視点であると考えられる。

いじめ対策に係る事例集 具体例⑤

(Case22 児童生徒が主体となった取組(その1))

1 事例の概要

(1) 取組の概要

- ①活動を始めた理由
- ②子供主体のいじめ防止活動に取り組んだ理由
- ③取組の経過

(2) 取組の成果

(3) 取組の留意点

詳細については事例集P56～59を御覧ください。

2 文部科学省によるコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」にもあるとおり、いじめの未然防止の基本は「児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う」ことである。本取組では「児童生徒は、自分たちの力でいじめ防止ができる存在である」という認識のもと、児童の納得感に基づく主体的な、かつ、児童の声を反映した活動が展開されるよう工夫がなされた試みである。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起りうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要」とされている。本取組は、このような考え方と基本的に合致するものであり、いじめが起きにくい学校をつくる上で参考になると考えられる。

子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)【概要】

(平成26年7月1日策定)

平常時の備え

【学校】「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」と本指針を参考に、事後対応と基本調査ができるように、平常時より組織体制を整備

【設置者】研修や専門家の助言を得られる体制の整備(人材バンク)など、危機対応の体制整備

【都道府県教育委員会】研修、人材確保、規模の小さな地域の支援

自殺又は自殺が疑われる事案の発生

全件

基本調査

【調査時期】事案発生(認知)したその日から着手

【調査主体】学校を想定(設置者の指導・支援を受ける)

【調査内容】自殺に至る過程の分析評価ではなく、あくまで事実関係を整理するもの

- 1. 学校関係者のみで対応可能な調査
 - ① 遺族との関わり・関係機関との協力・連携、
 - ② 指導記録等の確認、③ 全教職員聴取(3日以内)、
 - ④ 亡くなった子供と関係の深い子供への聴取
- 2. 情報の整理
- 3. 整理した情報を設置者に報告
- 4. 基本調査で把握できた情報等を遺族に提供

詳細調査
移行の判断

設置者が判断(少なくとも次の場合は移行)

- ① 学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合
- ② 遺族の要望がある場合
- ③ その他必要な場合

詳細調査

【調査主体】学校又は学校の設置者が、弁護士、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織を設置して行う

【調査内容】事実関係の確認のみならず、それらの事実の影響など自殺に至る過程の分析評価を可能な限り行う

<事前に遺族に説明を行う事項>

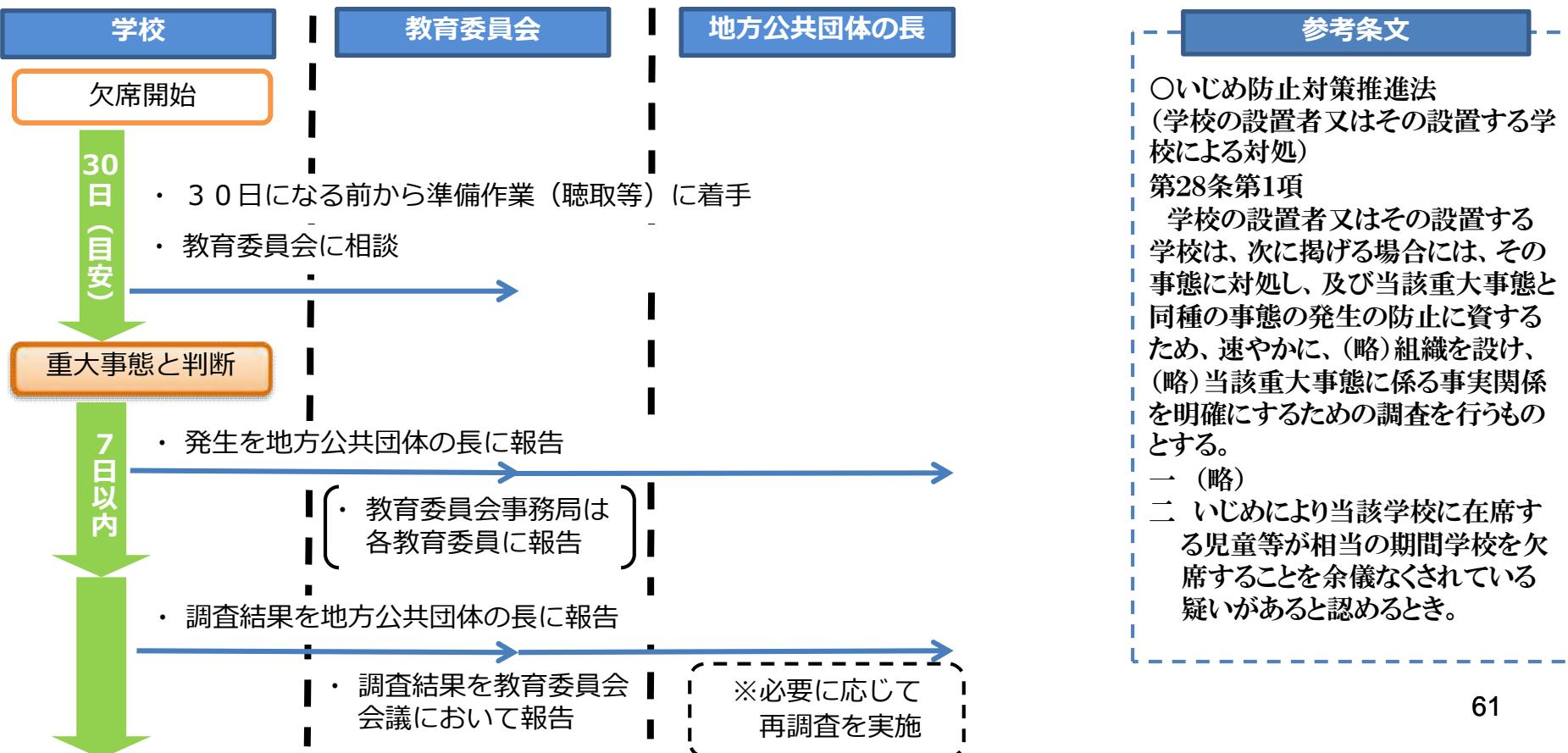
- ① 調査組織の構成
- ② 調査方法と調査事項
- ③ 遺族等に対する調査結果の説明(時期、内容、資料等)
- ④ 調査結果の公表(加害者、他の生徒・保護者、報道機関)と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用

不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月)【概要】

指針のポイント

- 調査の主な目的は、対象児童生徒の学校復帰への支援と再発防止
- 重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会等と相談しつつ、児童生徒への聴取に着手
- 学校による調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）
- 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して対象児童生徒を支援
- 調査結果については対象児童生徒とその保護者へ情報提供。また、いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、学校と家庭が連携して指導

<対応の流れ> ※公立学校の場合



「事件等報告書」による重大事件等の報告について

(事務連絡)「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について

【公立】 平成27年4月24日付け

【国立】【私立】【株立】平成27年6月10日付け

⇒ いずれの事務連絡も、平成31年4月26日付けのメールで再周知済み。

○「事件等報告書」の趣旨

児童生徒をめぐる重大事件や自殺等について、各地方公共団体の担当課と速やかな連携をとるとともに、文部科学省において問題行動等の現状を適切に把握し、関連施策に生かすために用いるもの。

これ以外の用途で用いることはないため、公表ベースでない情報について幅広く情報提供をお願いします。

○情報提供いただきたい事件等

(1)児童生徒が自殺した場合(自殺が疑われる場合や未遂を含む。)

原則としてすべての事案について事件等報告書を提出願います。また、いじめを受けていた、友人関係で悩んでいた、教職員との関係で悩んでいた(これらの可能性があるものを含む。)など、学校生活に起因する可能性がある場合や、事案が全国報道で扱われ得る場合は、特に速やかに情報提供をお願いします。

(2)学校内外を問わず、児童生徒が、他の児童生徒等の命を奪う等、重大な犯罪又は触法行為を起こした場合(※)

※ 殺人未遂、強盗、詐欺又は強制わいせつなどの事案

○報告書の提出方法

事案発生を確認した場合、速やか(原則として24時間以内)に、事務連絡別添の様式により作成し、E-mailで御提出ください。また、御提出いただいた際は、電話にて、提出された旨の御一報をお願いします。

※ 国立大学附属学校でいじめ防止対策推進法に定める「重大事態」が発生した場合、文部科学大臣に発生報告を行う必要がある(法第29条)が、その際、事件等報告書の様式を転用して差し支えない。

5 その他の最近のいじめ対策等 (コロナ禍におけるいじめ対策等)



文部科学省

市立小学校におけるいじめ重大事態 ①

【事案の概要】

- 平成23年、被害児童が小学校2年生時に福島県から転入した後、執拗に追い回されたり、「〇〇菌」と呼ばれたりするいじめがあった。3年生の時期に一時期不登校となり、4年生の時期には鉛筆を折られたり、蹴られたりするいじめを受けた。
- 5年生の時期(平成26年)において、被害児童は、他の児童10名くらいと遊園地等のゲームセンターで度々遊び、遊興費、食事代、交通費等の多額の金銭を負担したとされている。学校は多額の金銭のやりとりがあったことは把握していたが、いじめの重大事態として扱わなかった。
- その後、5年生の6月頃から平成28年3月(小学校卒業)まで、被害児童は小学校に登校できなかった。現在、被害者は中学生となっているが、不登校児童生徒が通う施設に通級している。

市立小学校におけるいじめ重大事態 ②

【文部科学省の対応】

- 平成28年11月17日、「平成28年度いじめの防止等に関する普及啓発協議会」において、原子力発電所事故の被災者である児童生徒に対するケアについて改めて周知(東日本大震災により被災した児童生徒に関する通知等(平成23年度発出)を配布)。18日、事務連絡により同通知等を周知。
- 11月21日、本事案への対応について指導・助言を行うために、義家副大臣及び担当者2名を市に派遣。

【市に対する指導事項】

- ①原子力発電所事故の被災児童生徒に対するケアを、注意深く行うこと
- ②重大事態として対応しなかった判断の過程を検証するとともに、改めて重大事態への対処について周知徹底を図ること
- ③小学生同士の多額の金銭のやりとり自体が、教育上の重大な問題であり、積極的に対応すべきであったとの認識をもつこと
- ④学校内や教育委員会の組織的対応について、法令に基づく対応が適切にとられているか、確認と体制の見直しを行うこと

東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について(通知)

(平成28年12月16日付け28文科初第1234号)

原子力発電所事故により福島県外へ避難されている児童生徒がいじめに遭い、更に教育委員会及び学校がいじめ防止対策推進法等に則った適切な対応を行わず、当該児童生徒が深く傷つく結果となった事案を受け、文部科学省から以下の事項を周知。

(1)学校において在籍する被災児童生徒へのいじめの有無等の確認

学校においては、個別面談、保護者への連絡等により、被災児童生徒がいじめを受けていないか、悩みや不安を抱えていないか等について個別に確認を行うこと。

(2)被災児童生徒に対する格別の配慮等

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行うとともに、いじめ等の問題を許さず、学校生活への適応が図られるよう、日常的に、周囲の児童生徒に対する必要な指導を行う等の格別の配慮が適切に行われているか、各学校において改めて対応を確認すること。

また、引き続き、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付けるとともに、理解を深めることができるよう、放射線副読本等の活用を含め、放射線に関する教育の充実に努めること。

(3)被災児童生徒に対する相談窓口の周知

各教育委員会、学校等において、被災児童生徒、保護者等に対して、いじめ等の問題で悩みを抱えている場合に利用できる相談窓口を周知すること。

原子力発電所事故等により福島県から避難している児童生徒に対するいじめについて

1. 福島県から避難している児童生徒に対するいじめについてのフォローアップ結果

(平成29年4月11日付け児童生徒課長通知「原子力発電所事故等により福島県から避難している児童生徒に対するいじめの状況等の確認に係るフォローアップ結果等を踏まえた対応について」)

○平成28年度

	国立	公立	私立	計
全認知件数	0	121	8	129
うち東日本大震災又は原子力発電所事故に起因又は関連するもの	0	4	0	4

○平成27年度以前

	国立	公立	私立	計
全認知件数	0	65	5	70
うち東日本大震災又は原子力発電所事故に起因又は関連するもの	0	8	1	9

※対象：平成28年度、原子力発電所事故等により福島県から、震災前の居住地とは別の学校で受け入れた児童生徒（福島県において県内の学校から受け入れた者を含む。）：11,828人

※昨年12月以降、各学校等が把握した事案・行った対応についてフォローアップを行ったものであるため、全てのいじめの状況が網羅されているものではない。

2. 学校において求められる対応

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

※「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日改定））より

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）2 初児生第7号 令和2年5月27日

- 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。
- 教育活動の再開等にあたり、感染防止対策を徹底した上で、児童生徒に対する生徒指導について留意いただきたい事項についてまとめ、各都道府県教育委員会等に周知。

【児童生徒に対する差別や偏見について】

新型コロナウイルス感染症に関連し、海外から帰国した児童生徒、外国人児童生徒、感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではない。そのため、以下の点に留意しつつ、適切に対応すること。

- 臨時休業中にインターネット上や家庭内でトラブルが生じている可能性も踏まえ、アンケート調査等により悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。
- 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒への偏見や差別が生じないよう、生徒指導上の配慮等を十分に行うこと。なお、指導にあたっては、新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（※）を適宜活用すること。

※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料：

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施などにより、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応すること。
- 児童生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口等）を適宜周知すること。

24時間子供SOSダイヤルについて



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞くよ

通話料無料になりました
24時間子供SOSダイヤル

なやみいとう
0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

完結版特典もどり戻ったら
西189番
(完結版相談所全国共通ダイヤル)

**子どもの人権110番
■0120-007-110**
(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
による少年相談窓口
(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)

内閣府 留學庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを全国の学校等に配布

電話番号

(なやみいおう)

0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0

概要

子供たちが全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間いじめ等の悩みを相談することができるよう、全国統一ダイヤルを設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続される。

經緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育
委員会で実施開始

平成28年4月～ 通話料無料化

財政措置

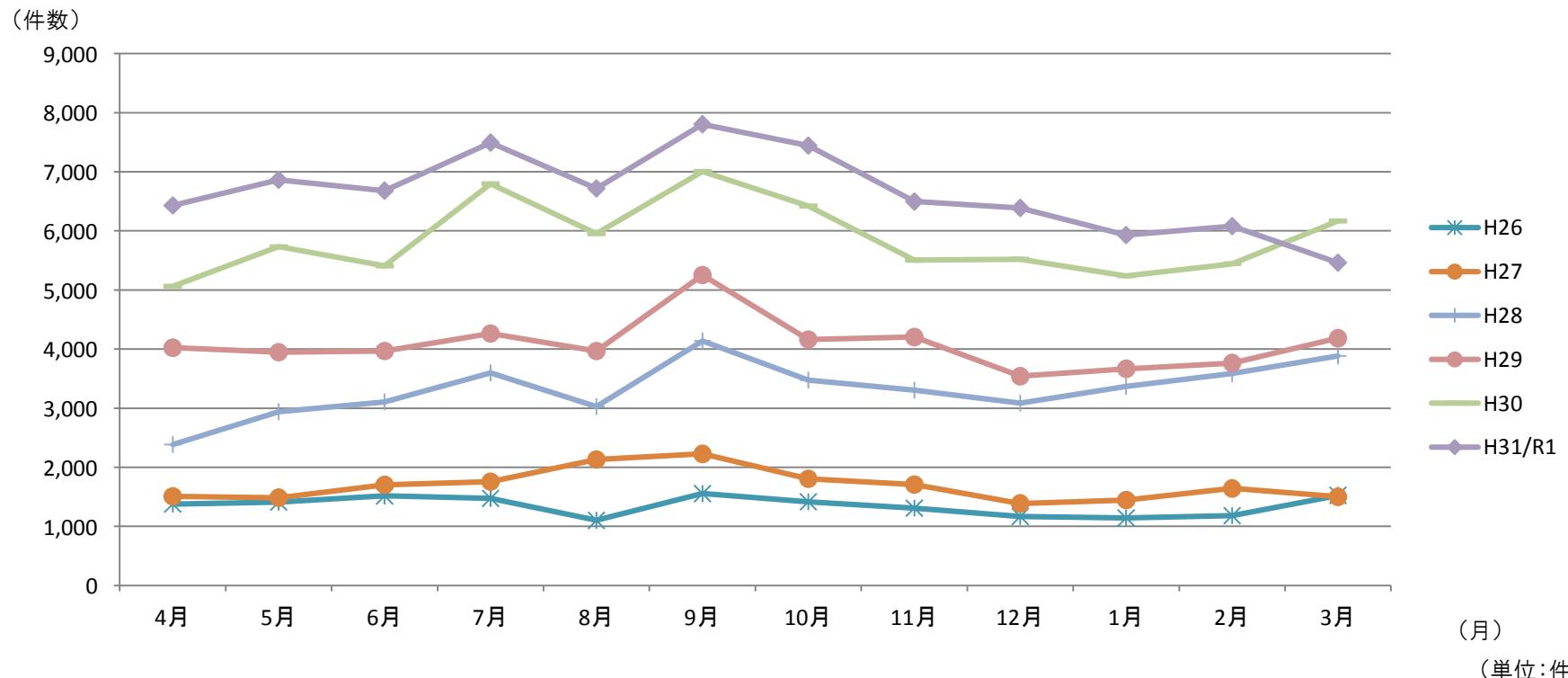
相談員の人事費：国で1／3負担

地方自治体で2／3負担

通話料：国で全額負担

24時間子供SOSダイヤルについて(実績)

24時間子供SOSダイヤルにおいては、年間約80,000件(令和元年度)の相談を受けています。



年度/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間完了呼数
H26	1,376	1,409	1,515	1,473	1,101	1,554	1,415	1,308	1,167	1,142	1,182	1,524	16,166
H27	1,506	1,485	1,702	1,755	2,132	2,226	1,804	1,708	1,388	1,444	1,642	1,501	20,293
H28	2,383	2,939	3,105	3,598	3,027	4,138	3,475	3,305	3,086	3,367	3,585	3,885	39,893
H29	4,023	3,947	3,967	4,264	3,967	5,251	4,162	4,203	3,541	3,667	3,764	4,184	48,940
H30	5,064	5,732	5,408	6,798	5,953	7,005	6,420	5,503	5,520	5,240	5,444	6,168	70,255
H31/R1	6,429	6,864	6,681	7,494	6,719	7,806	7,444	6,497	6,389	5,929	6,081	5,462	79,795

1 背景

- ✓ 近年、若年層の多くがSNSをコミュニケーション手段として活用
 - ✓ 先般の神奈川県座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件も発生
 - ✓ SNS上のいじめ等の問題への対応が課題として浮上
- ⇒ いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談について、SNS等を活用する利点・課題等を検討するため、有識者から構成される「SNSを活用したいじめ等に関する相談体制の構築に係るWG」を平成29年7月に設置。平成30年3月28日に最終報告を公表。

※SNS等:通常スマートフォン等を用いて利用するSNSに加えて簡易な相談・通報を可能とするアプリ等を含めたもの

2 最終報告の概要

(1)はじめに

- 報告書は、平成30年以降、地方公共団体が行う相談の実施に際しての留意点を示すもの。
- 全国展開については、平成30年以降の実施の結果を検証し、相談技法の改善を図った上で検討。

(2)相談体制の在り方

- 相談の対象者について、SNS等を用いた相談技法等が十分に確立されていない現時点においては児童生徒のみを対象とし、保護者については一方向の通報等の仕組みを利用する場合のみ対象とすることが考えられる。
- 相談受付時間については、例えば、児童生徒が相談しやすい平日午後5時から午後10時、また、気持ちが落ち込みやすい長期休業明け前や日曜日などが考えられる。また、受付時間を限定する場合は、時間外には応答できることや、緊急時は24時間子供SOSダイヤル等を用いてほしいことを、自動応答機能等により伝える。
- 音声通話による状況確認が必要な時は、相談者の了解を得て、音声通話や面接による相談につなげる。
- 相談員の体制については、相談業務に関する知識・経験を有する者に加え、学生など若年層によるコミュニケーション事情に精通した者を組み合わせることが効果的と考えられる。
- 相談内容等のプライバシーが確実に守られることを示すとともに、生命に関わる等の緊急時には、学校や関係機関に情報共有する旨を利用案内等において分かりやすく示す。

(3)緊急時等の具体的な対応要領

- 相談者が自殺をほのめかす等の緊急時には、相手の了解を得た上でできるだけ早く音声通話による相談へ切り替えを図るとともに、可能な限り相談者の氏名や所在地を聞き出し、必要に応じて学校や警察等の関係機関にも通報する。
- 時間外に相談が来た場合は、応答できない旨を自動応答機能や利用案内等で分かりやすく示す。
- 同時に複数の相談が来た場合は、すぐに対応できない場合があることや、相談員が対応できない状況で、かつ、緊急の相談の場合には24時間子供SOSダイヤル等を用いてほしいことを、自動応答機能や利用案内等で分かりやすく示す。
- 相談を受け付けるSNSのIDやアプリのダウンロード方法については、当該地方公共団体にある学校を対象として周知することが考えられるが、他の地方公共団体に在籍校がある児童生徒から相談があった場合は、緊急時を除き、24時間子供SOSダイヤル等を紹介することが考えられる。

(4)相談システム

- 相談システムに用いるSNSやアプリ等の選定に当たっては、児童生徒への普及の度合い又は普及の実現可能性や、児童生徒の活用のしやすさ、相談受付後の対応のしやすさ等を勘案すべきである。
- SNS等を活用した双方向による相談の仕組みではなく、アプリ等を活用した一方向の通報等の仕組みも考えられる。その場合は、即時の返信ができないことや、緊急時は24時間子供SOSダイヤル等を用いてほしいことを分かりやすく示す。

(5)民間団体等との連携・協力

- SNS等を活用した相談に係る知見・技術を有する民間団体との連携や、システムの設計・構築を含めできる限り事業者の協力が得られることが望ましい。

(6)その他の留意点

- 情報管理を厳格に行い、児童生徒の氏名や相談内容の漏えい防止等を徹底する必要。
- SNSの機能を活用した、いじめ防止等に関する情報発信も効果的。
- 保護者の方針等により、スマートフォン等を持たない児童生徒も多くいることから、24時間子供SOSダイヤルの周知を強化するなど、適切な配慮を行うことが望ましい。
- 関係各者から成る協議の枠組みの設置等を検討すべき。

SNS等を活用した相談事業

令和3年度予算額
(補助事業) 53億円の内数
(調査研究事業) 0.1億円



<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)

コミュニケーション系メディアの平均利用時間（令和2年度版情報通信白書（総務省））

[平日1日]（令和元年度）

10代：携帯通話 3.3分、固定通話 0.4分、ネット通話 9.2分、ソーシャルメディア 64.1分、メール利用 16.0分

<事業概要>

①SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援（補助事業）

（事業内容）

SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

②SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究（委託事業）

（事業内容）

SNS等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする研究を実施

対象校種

①②小学校・中学校・高等学校等

対象経費

①報酬、期末手当等
②SNS等を活用した相談体制の在り方の検討に要する経費

実施主体
委託先

①都道府県・指定都市
②民間団体等

補助割合
委託個所数

①国：1／3 都道府県・指定都市：2／3
②1箇所

【イメージ】SNS等を活用した相談



スクリーンショット
も送信可能で、SNS
上のトラブル等を
正確かつ容易に伝
えることができる



臨床心理士や
SNS等上の子供の
気持ちがわかる
若者等が対応

（例）自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ

教育委員会等
(福祉部局と共同・連携)

学校

安全を確認

緊急の場合



警察、児童相談所等
と連携し対応

6 総務省からの勧告



文部科学省

いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告（概要）

勧告日：平成30年3月16日(金)
勧告先：文部科学省、法務省

背景等

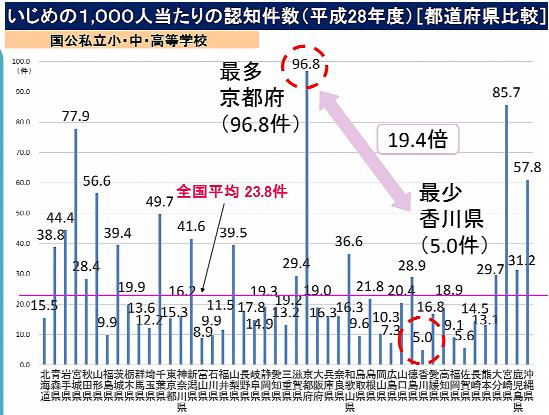
- いじめの社会問題化を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行。法でいじめを定義（注）するとともに、国、地方公共団体及び学校は、いじめの防止等のための基本方針を策定
- 文部科学省は、法施行3年後の見直しとして、29年3月に基本方針を改定
- 28年度のいじめの認知件数は約32万3,000件で過去最多。児童生徒数当たりの認知件数には、都道府県間で約19倍の差あり。いじめを背景とした自殺等の重大事態は後を絶たず

（注）法のいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

<調査対象機関> 文部科学省、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、厚生労働省、21都道府県、21都道府県教育委員会、

20都道府県公安委員会（都道府県警察）、41市町村、50市町村教育委員会、249校（99公立小学校、99公立中学校、51公立高等学校）等

<実地調査期間> 平成28年12月～29年3月



（注）文部科学省の資料に基づき当省が作成した

自殺等の重大事態に関する 「調査報告書」の分析結果

1 分析結果

調査報告書は、学校等の対応の課題等を明らかにした有用な共有財産

今回、重大事態66事案から、学校等の対応の課題を整理・分析（注）

（注）分析結果は重大事態の全体像を示すものではない

● いじめの認知等に係る課題 (56%)

- いじめの定義を限定解釈
- この程度は悪ふざけやじやれあいで問題なく、本人が「大丈夫」と言えばいじめではない等

● 学校内的情報共有に係る課題 (61%)

- 担任が他の教員等と情報共有せず 等

● 組織的対応に係る課題 (64%)

- 担任に全てを任せ、学校として組織的対応せず 等

● 重大事態発生後の対応に係る課題 (35%)

- 教育委員会から首長への法に基づく発生報告が遅延 等

学校・教育委員会・関係機関に対する実地調査結果

2 いじめの正確な認知の推進

● 学校において、法のいじめの定義を限定して解釈

- いじめの認知の判断基準について、定義とは別の「継続性、集団性」等の要素により、限定して解釈する例あり（24%）
- 実際の事案でも定義とは別の要素を判断基準とすることによりいじめとして認知しなかった例（認知漏れと考えられる例）あり（12%）

3 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

● 教育委員会等において、法や国の基本方針等に基づく措置が徹底されていない例あり（地方公共団体の長への重大事態の発生報告（2%）、調査結果の報告（1%）等）

4 関係行政機関によるいじめ相談への適切な措置の推進

● 法務局において、「学校に相談したがいじめが改善しない」との相談に、「再度、学校に相談」するよう促すのみで、当該事案を解決する上で効果的な措置とはいえない例あり（2%）

（参考）いじめの発見から対処に際して工夫している取組

- いじめ対応の各段階、ネットいじめ、重大事態への対処等の工夫している取組を整理

主な勧告

（文部科学省）
法のいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底

（文部科学省）
法等に基づく措置を確実・適切に講ずることについて周知徹底

（法務省）
いじめ相談事案を解決する上で効果的な措置の徹底

1 自殺等の重大事態に関する「調査報告書」の分析結果

結果報告書P 207~247

分析趣旨等

- 重大事態（注）に関する調査報告書は、事実の全容解明と再発防止を目的とし、学校等の対応の課題等を明らかにした有用な共有財産
- 文部科学省が実施予定の重大事態に係る分析の詳細は未定
- 調査報告書を重大事態の発生防止に活用している地方公共団体は一部。教育現場からは、重大事態の事例を整理し、提供を求める意見あり

（注）重大事態とは、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」又は「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう

重大事態の発生件数（平成25～28年度、単位：件）

区分	25年度	26年度	27年度	28年度
発生件数合計	179	449	314	396
1 生命心身財産重大事態	75	92	130	161
2 不登校重大事態	122	385	219	281

（注）文部科学省の資料に基づき当省が作成した。25年度は9月以後の状況
1件の重大事態が、1・2両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上

自殺等の重大事態に関する「調査報告書」の分析結果

● 分析対象とした重大事態に関する調査報告書

37地方公共団体から66事案・67調査報告書を

入手し、教育現場の参考のため分析（注）

（注）法施行前の事案等、法上の重大事態ではないものを含む

● 調査報告書により判明した重大事態の概要

① 66事案の重大事態の態様（下記両方に該当する場合あり）

- 生命心身財産重大事態：31事案（47%）
- 不登校重大事態：38事案（58%）

② いじめの状況（いじめの具体的な態様が確認できた50事案）

- 「冷やかし・からかい等」から重大事態が発生しているものが最多で、39/50事案（78%）

③ 自殺等事案の状況（「死にたい」等の記載が確認できた9事案）

- 事案発生前に「死にたい」等のほのめかしを周囲が確認したものは5/9事案（56%）
- 上記のほのめかしの時期は、事案発生当日から7日前までの直前が、3/5事案（60%）

● 調査報告書により判明した学校等の対応における課題等の指摘事項について、いじめ対応の各段階で整理。法等が求める取組の実施が重要

区分	学校等の対応における課題等の例
いじめの認知等 37事案（56%）	<ul style="list-style-type: none">教職員が、いじめの定義を平成18年以前の「継続的、一方的、深刻」という文言が入ったものと思い込み、いじめと認識していなかったこの程度は悪ふざけやじやれあいで問題ない、また、本人が「大丈夫」と言えばいじめではないという認識
学校内的情報共有 40事案（61%）	担任が、生徒から相談があったにもかかわらず、いじめの問題として学校内で情報の共有をしなかった
組織的対応 42事案（64%）	被害児童への聞き取り等について、学校として対応の仕方が共有されておらず、全て担任任せであった
重大事態発生後の対応 23事案（35%）	教委職員が、法の趣旨や内容を十分理解しておらず、首長に対する重大事態の発生報告が遅れてしまった
アンケートの活用 18事案（27%）	アンケートに「いじめがある」と回答があつた際の具体的な対応の取り決めがなく、活用されなかつた
教員研修 30事案（46%）	いじめに焦点を当てた教職員等の指導力向上のための研修が開催されていなかつた

2 いじめの正確な認知の推進

結果報告書 P 60~86

制度等

- 法のいじめの定義（要素）

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること



- いじめは、どの子供・学校でも起こりうるものであり、積極的な認知が必要
- いじめの正確な認知は、いじめ対応の第一歩であり、法が機能する大前提

- 年間でいじめの認知件数が零（いじめ零）の学校割合

平成25年度	26年度	27年度	28年度
47.0%	42.3%	36.8%	30.6%

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した

- 文科省は、いじめの正確な認知に向けた取組を行うよう教育委員会等に対し通知
 - 認知件数の学校間差の分析
 - いじめ零校の事実の公表によるいじめ零の検証

学校・教育委員会・関係機関に対する実地調査結果

- 教育委員会等において、いじめの正確な認知に向けた取組が不十分

- いじめの認知件数の学校間差があると認識しているものは、46/60教育委員会（注）（77%）

事例：設置する小学校の児童生徒1,000人当たりの認知件数の最少校は0件、最多校667件

（注）調査対象とした71教育委員会のうち、実地調査した60教育委員会を対象。以下同じ

- 学校間差の分析未実施は、20/46教育委員会（44%）。理由は「学校が適切にいじめを認知」等

- いじめ零校の事実の公表未実施は、5割以上の学校。理由は「公表が必要なことを知らなかった」等

- 学校において、いじめの認知の判断基準について、法のいじめの定義とは別の「継続性、集団性」等の要素により、いじめの定義を限定して解釈する例あり

- 限定解釈していると考えられるものは、59/249校（24%）。理由は「子供のトラブルで、すぐに解消した事案を認知すると相当の数となるため」等

- 限定解釈する学校の中には、複数の要素を判断基準にする例あり（右図参照）

- 実際の事案でも、法のいじめの定義とは別の要素を判断基準とすることにより、いじめとして認知しなかった例あり

- 児童生徒間のトラブル等として取り扱い、いじめの認知に至らなかったとする169校、389事案のうち、「継続性」等の法のいじめの定義とは別の要素がないため、認知しなかった例（認知漏れと考えられる例）が32校、45事案（12%）あり

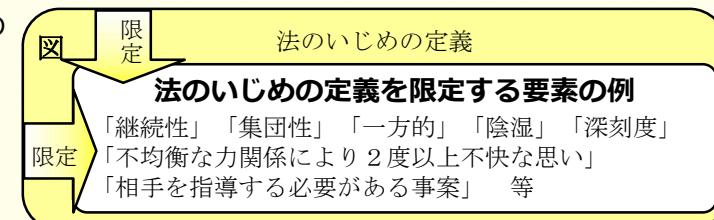
事例：「数名から下着を下げられひどく傷ついた」との相談に、単発行為で継続性がないため認知しなかった

勧告

（文部科学省）

- いじめの正確な認知に向けた取組を更に促すこと

- 法のいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底

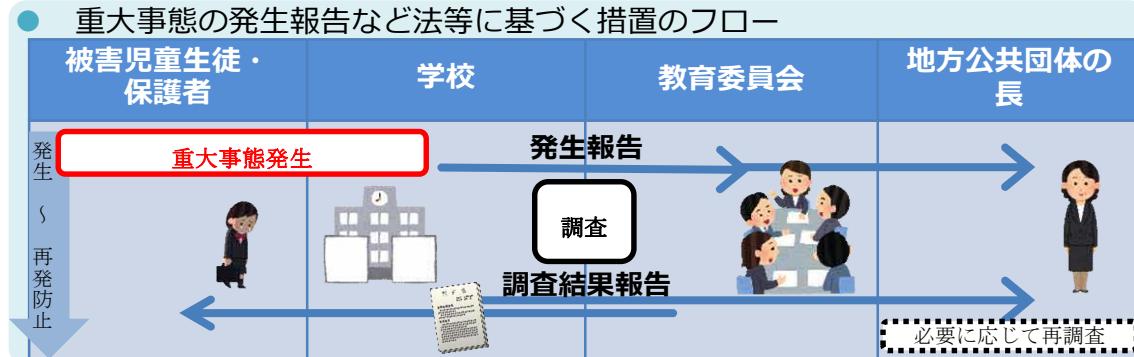


3 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

結果報告書P 187~206

制度等

- 法・国 の 基本方針 等において、教育委員会等から の地方公共団体の長等に対する、重大事態の 発生報告・調査結果の報告、報告書作成等を規定
- これらの報告等により、職員の派遣等の 支援や、 地方公共団体の 長による再調査の必要性の判断を より適切に行うことが可能



学校・教育委員会・関係機関に対する実地調査結果

- 教育委員会等において、重大事態の発生報告など法等に基づく措置が徹底されている例あり (設置校で重大事態が発生した40教委のうち、法等に基づく措置状況の回答があった37教委の重大事態139事案の状況)

① 重大事態の発生報告をしていない例

措置内容	学校から教育委員会	教育委員会から地方公共団体の長
未実施数	3教委、16事案 (12%)	2教委、3事案 (2%)
未実施の理由等	重大事態が発生した場合、学校は直ちに教委に報告することが法等で規定されているにもかかわらず、 <u>学校が重大事態と認識できなかったため</u> 、教委に発生報告をしていない	重大事態が発生した場合、学校からの報告を受けた教委は、速やかに首長に報告することが法等で規定されているにもかかわらず、 <u>被害児童及び保護者が重大事態の調査を希望しなかったため</u> 、首長に発生報告をしていない

勧告

(文部科学省)

- 重大事態の発生報告など法等に基づく措置を確実・適切に講ずることについて周知徹底

② 重大事態の調査結果の報告をしていない例

措置内容	教育委員会等から被害児童生徒・保護者	教育委員会から地方公共団体の長
未実施数	6教委、19事案 (14%)	1教委、1事案 (1%)
未実施の理由等	重大事態の調査結果等の被害児童生徒・保護者への情報提供が法等で規定されているにもかかわらず、 <u>学校が重大事態と認識できなかったため</u> 、教委等から被害生徒の保護者に調査報告書を提供していない	重大事態の調査結果の首長への報告が法等で規定されているにもかかわらず、 <u>被害児童の保護者が希望する場合に、首長に提出することができる調査結果を踏まえた保護者所見が未提出であったことから</u> 、教委から首長に調査結果報告をしていない (文科省は、保護者所見の提出がなくても、首長に報告できるとしている)

③ 重大事態の調査報告書を作成していない例 : 4教委、25事案 (18%)

調査結果の報告書の作成が文科省の指針に規定されているにもかかわらず、法には報告書の作成規定がないという理由から、報告書を作成していない

4 関係行政機関によるいじめ相談への適切な措置の推進

結果報告書 P 109~127

制度等

- いじめ相談事案に対応している都道府県警察、児童相談所、法務局は、「学校への通報その他の適切な措置」が必要

- 法務局では、いじめは人権侵犯事件であり、学校側（通常は校長）の児童生徒に対する安全配慮義務違反と位置付け



学校・教育委員会・関係機関に対する実地調査結果

● いじめ相談に、学校の対応を支援するなど効果的な措置により解決した例あり

事例：保護者からの「同級生からの無視について、学校に相談したが継続」との相談に、法務局が被害生徒の保護者と学校間の調整を計16回行い、再発防止に合意し、被害生徒も登校できた

● 一方、法務局において、当該事案を解決する上で効果的な措置とはいえない例あり

- 「学校に相談したがいじめが改善しない」との相談（117/291事案、40%）に、「再度、学校に相談するよう促すのみの事案が、2/117事案（2%）

事例：生徒からの「靴を捨てられる、『死ね』と書かれた紙を靴箱に入れられる。先生に何度も相談したが変わらない」との相談に、保護者から学校に相談してもらうよう助言

勧告

(法務省)

- いじめ相談事案を解決する上で効果的な措置の徹底

(参考) いじめの発見から対処に際して工夫している取組

学校・教育委員会・関係機関に対する実地調査結果

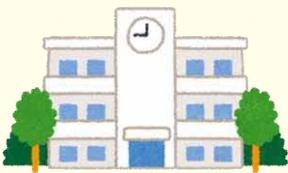
● いじめの発見

- 毎日、いじめ情報を含む生徒指導便りを全教職員に配付。気になる生徒とともに、いじめ事例を記載し、いじめをどう捉えるかの共通理解にも寄与



● いじめへの対処

- スクールカウンセラーなどの常勤専門職の会議体を中学校ごとに設置。いじめへの対処等とともに、教員負担を軽減



● ネットいじめ対策

- 全生徒、保護者等で構成される不適切な書き込みの通報体制「ネット見守りたい」を整備。校長から、生徒ら「たい員」に『告げ口は救いの手』と呼びかけ



● 重大事態への対処

- 自殺事案が発生した市から出された「再発防止のために調査報告書の活用を」という意向を踏まえ、県内国公立校に調査報告書を配付

いじめの認知漏れと考えられる事案 ①

—「いじめ防止対策の推進に関する調査結果報告書」(平成30年3月、総務省行政評価局)より—

1 加害行為の「継続性」の要素がないため、認知しなかったもの

No.	被害児童生徒 (対応年度)	概要
1	小学生 (平成26年度)	<p>被害児童が数人から下着まで下げられてひどく傷ついたことを教育相談により把握した。</p> <p>いじめ等連絡会において報告しているが、<u>単発的であり既に解決済みの内容であったことから、いじめとして認知しなかった。</u></p>
2	中学生 (平成27年度)	<p>体育の授業後、<u>クラス内で被害生徒の服を取り上げて投げ合い、被害生徒に返さず被害生徒が泣いている</u>のを教科担当が発見した。</p> <p>被害生徒、加害生徒双方からの聞き取り及び被害生徒の保護者の意向を基に、管理職、生徒指導主事等で協議し、<u>一過性の嫌がらせと判断し、認知しなかった。</u></p>
3	小学生 (平成28年度)	<p>加害児童(上級生)から保冷材の中身を付けられることを被害児童からの訴えにより把握した。</p> <p><u>単発の事案であり、指導後の見守りが適当と判断した。</u></p>
4	高校生 (平成28年度)	<p>被害生徒の左の上履きがトイレの手洗いの下に画鋲と共に置かれていたことを発見した教員が担任に報告して把握した。</p> <p>現段階では、<u>単発に起こった事例</u>であるため、生徒指導主事の段階で見守りが適当と判断した。</p>

2 「一方的」など被害・加害児童等の力関係の差の要素がないため、認知しなかったもの

No.	被害児童生徒 (対応年度)	概要
1	小学生 (平成27年度)	<p>加害児童が同級生の被害児童の顔面を殴る等の暴力行為をしていることを教員が発見し、保健室に同行した。</p> <p>被害児童の保護者からいじめではないかとの訴えもあったが、①事案発生の要因が、被害児童が加害児童に対し、持ち物を盗まれたと疑ったことにあったこと、②被害児童が一方的に暴力を受けたのではないこと等から、<u>けんかと判断し、いじめとして認知しなかった。</u>(※) 80</p>

(※) 平成27年度当時、国の基本方針においては、いじめの定義から「けんかは除く」とされていた(平成29年3月の改定により、当該記述は削除)。

いじめの認知漏れと考えられる事案 ②

—「いじめ防止対策の推進に関する調査結果報告書」(平成30年3月、総務省行政評価局)より—

3 その他、事案の「悪質性」や「緊急性」、被害児童生徒の心身の苦痛の度合い、加害児童生徒の「悪意」等に着目して認知しなかったもの

No.	被害児童生徒 (対応年度)	概 要
1	中学生 (平成28年度)	被害生徒が悪口を言われ泣いていた事案について、いじめアンケートから担任が把握した。学校いじめ対策組織で検討した。小学校からお互い言っていたあだ名を言われたのが嫌で泣いていたので、言った生徒に相手が嫌なことを言わないことを約束させた上、被害生徒に謝罪させた。 <u>深刻な事案ではなかったので、いじめではないと判断した。</u>
2	中学生 (平成27年度)	他校出身の高校生である <u>加害生徒が被害生徒を殴打しライターを押し当てた</u> 。加害生徒が他校出身の高校生であり、 <u>悪質かつ緊急の対応が必要と判断し、いじめではなく犯罪として対処した</u> 。
3	高校生 (平成27年度)	<u>インターネット上で、誹謗中傷を行うとともに、被害生徒に対する卑わいな書き込みを拡散させた</u> ことを部活動指導の中で顧問が把握した。 事案が <u>悪質かつ緊急の対応が必要と判断し、いじめではなく犯罪として対処した</u> 。
4	小学生 (不明)	<u>友人から馬鹿と罵られたり、仲間はずれにされたりした事案</u> について、いじめアンケートに被害児童が記入して把握した。 <u>加害者に悪意はなく、軽微なものであったため、学校いじめ対策組織でいじめではないと判断した</u> 。
5	小学生 (平成28年度)	学級活動中、 <u>加害児童が、転倒した被害児童の顔面を紙製の制作物で殴った</u> 。被害児童が「やめて」と訴えるが、加害児童が引き続き被害児童を強く押した事案を担任が発見した。 上記事象を <u>いじめにつながっている事象と判断し、認知しなかった</u> 。
6	小学生 (平成28年度)	<u>被害児童の体育ズボンのポケットに画鋲が入っていた</u> との本人からの訴えにより把握。全学級に、何気なく使っている物の中に危険な物があること、使い方や持ち運びの約束を再度確認した。その後も <u>上記事案について何も情報が得られないこと、被害児童に対して特に変わったことが起きなかつた</u> 状況を踏まえ、 <u>いじめとして捉えなかつた</u> 。

総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」 を踏まえた文部科学省の対応について ①

1 文部科学省への勧告内容

(1)いじめの正確な認知の推進

教育委員会及び学校に対し、いじめの正確な認知に向けた取組を更に促すとともに、いじめ防止対策推進法のいじめの定義を限定的に解釈しないよう、周知徹底する必要がある。

(2)重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

教育委員会及び学校に対し、重大事態の発生報告などいじめ防止対策推進法等に基づく措置を確実・適切に講ずるよう、周知徹底する必要がある。

2 勧告を踏まえた対応方針

(1)生徒指導担当者向けの会議等において、勧告内容を周知徹底

(2)全国の教育委員会等に対し、勧告を踏まえた通知を発出

⇒ 平成30年3月26日、「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について(通知)」を発出。

3 通知の内容

○ 総務省の勧告を踏まえ、いじめ防止対策を推進する上での留意事項(以下の(1)～(3))を整理し、全国の教育委員会等に対して、周知徹底を求めるもの。

(1) いじめの正確な認知の推進

① いじめの認知件数に学校間で大きな差がある等の場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認すること。

② いじめの認知件数が零(ゼロ)であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認すること。

③ いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。

④ いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにすること。

総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」 を踏まえた文部科学省の対応について ②

3 通知の内容(前頁の続き)

(2) 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

重大事態については、いじめ防止対策推進法に基づき、学校から教育委員会への発生報告等(※1)を行うことが義務付けられていることから、これらを確実に講じること。

また、教育委員会から教育委員会会議への発生報告等(※2)については、同法において義務付けられているものではないが、国のいじめ防止基本方針等に基づき適切な対応をとること。

(※1) ①学校から教育委員会への発生報告(法第30条第1項)、②教育委員会から地方公共団体の長への発生報告(法第30条第1項)

③教育委員会から地方公共団体の長への調査結果の報告(法第30条第2項)、

④教育委員会又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保護者への調査結果の情報提供(法第28条第2項)

(※2) ⑤教育委員会から教育委員会会議への発生報告、⑥調査報告書の作成、⑦教育委員会から教育委員会会議への調査結果の報告等

(3) 教職員、児童生徒及び保護者に対するいじめ防止対策の周知の徹底

域内の学校及び学校の設置者において、以下の事項について確実に対応が行われるよう指導するとともに、本年5月末時点において全ての学校で取組がなされたか確認すること。なお、確認結果については、必要に応じてフォローアップすることを予定している。

① いじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向け資料を、全ての教職員に配布するなどにより、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。

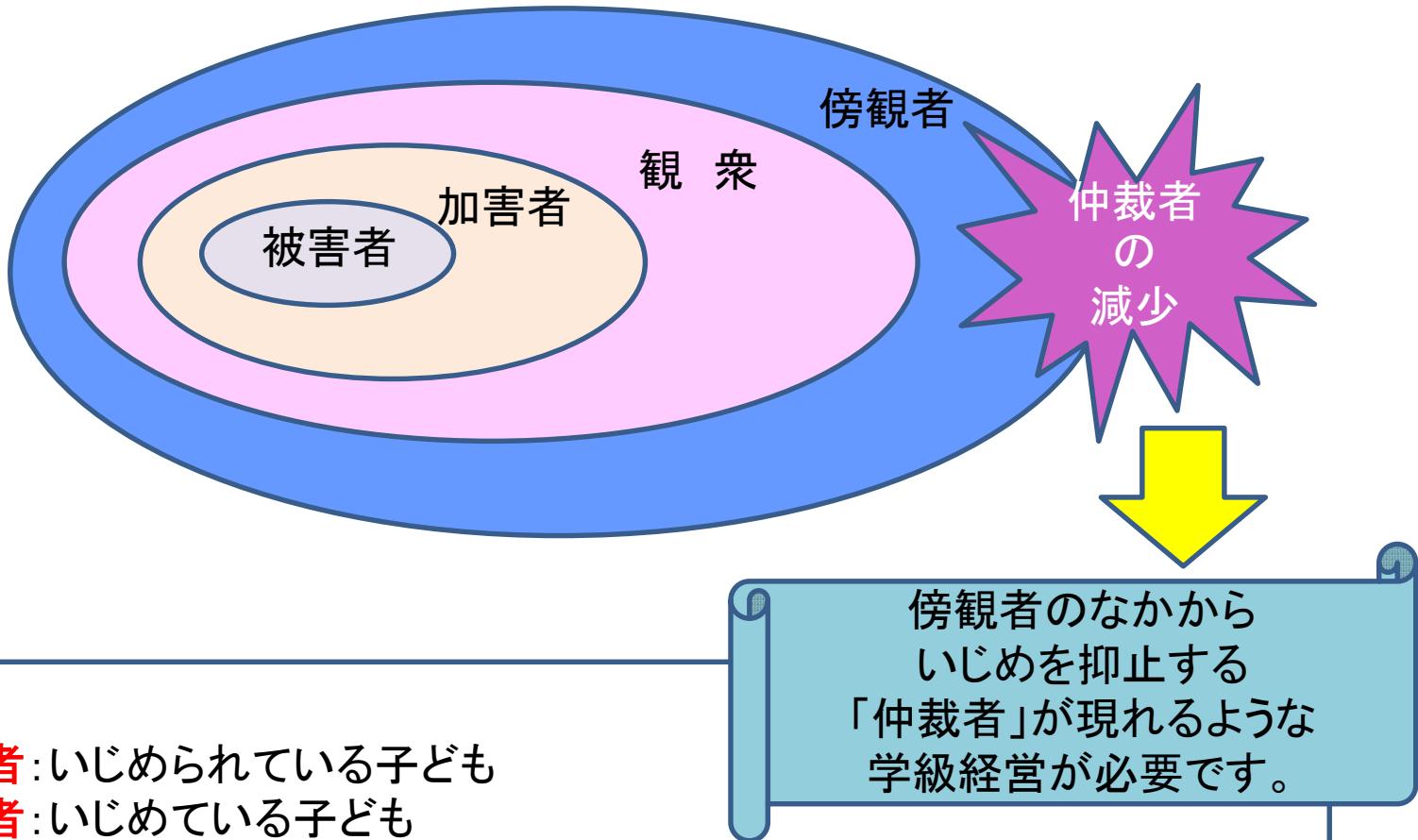
② 入学式・始業式や保護者会等の機会を捉えて、児童生徒及び保護者に対し、いじめに関する資料を配布するなどにより、法の趣旨・内容やいじめの定義等を確実に周知すること。

7 未然防止



文部科学省

いじめの四層構造



被害者：いじめられている子ども

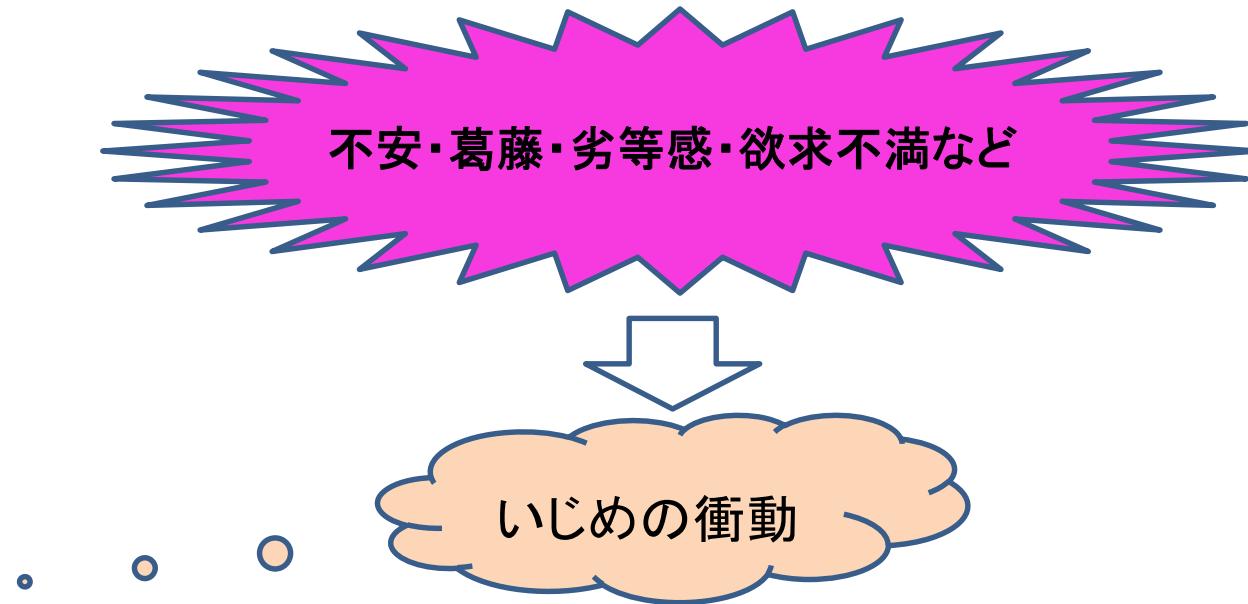
加害者：いじめている子ども

観衆：はやし立てたり、面白がって見ている子ども

傍観者：見て見ぬふりをする子ども

『生徒指導提要 第6節 いじめ (2)いじめの構造』より

いじめる心理



主な要因

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情
(凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる)
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情 など…

『生徒指導提要 第6節 いじめ (3)いじめる心理』より

<令和2年度「全国いじめ問題子供サミット」の概要①>

■開催日時

令和3年1月23日（土） 13時00分～16時10分

■開催方法

オンライン開催（Zoom）

■参加者数

全国47地域 194名
(小学生23名、中学生171名)



■テーマ

「いじめ」って何？

～私たちが考える「いじめ」について
知らなきゃいけないこと～



■内容

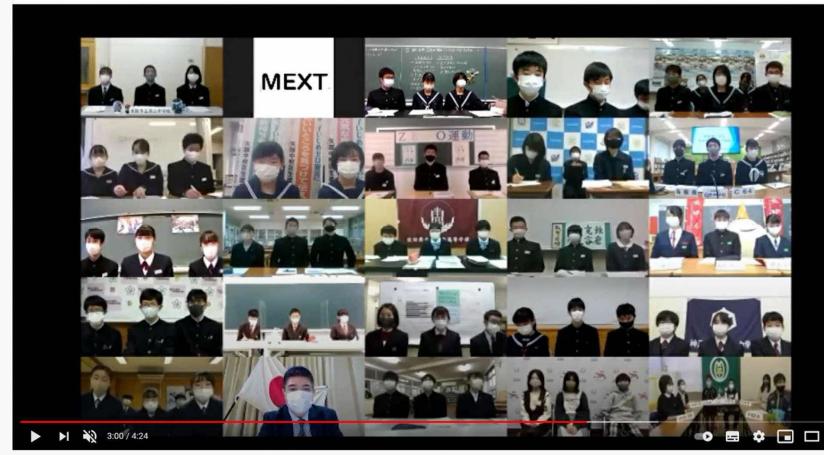
開会行事

取組紹介（各地域・学校におけるいじめ問題への取組を発表）

全体交流（グループごとに意見交換後、意見を全体で共有）

閉会行事

<令和2年度「全国いじめ問題子供サミット」の概要②>



【本サミットのまとめ】

- ◎ 「いじめ」について必要な知識は何か、そしてその知識を身につけるにはどうすればよいか。
 - ○法律などの基本的な知識に加え、相手の立ち場に立って
 どういったことがいじめになるか学ぶ。
 - 体験等を踏まえた劇などを通じて、自分事として全校で学ぶ。
- ◎ 自分たち、家族、先生が協力していじめ問題に対応するために、必要なことは何か。
 - ○自分たち、家族、先生との間で、悩みを相談しやすい関係・環境をつくる。
 - いじめについて、児童生徒が中心となって学ぶ機会を開き、
 みんなで共通意識をもち、地域に向けて発信する。





ご清聴ありがとうございました